

事務事業分析シート（平成24年度）

No1

事務事業名	建築紛争相談	部課名	防災都市づくり部防災街づくり推進課	課長名	伊藤
		担当者名	恩田	内線	2827
事務事業を構成する小事業名及び予算事業コード（24年度）	事前公開、相隣問題事務費（01-03-01）				
事務事業の種類	○ 新規事業（○ 24年度 ○ 23年度）		○ 建設事業 ● それ以外の継続事業		
開始年度	● 昭和 ○ 平成	53 年度	根拠	荒川区中高層建築物の建築に係る紛争の予防と調整に関する条例及び施行規則等	
終期設定	○ 有 ● 無	年度	法令等		
実施基準	○ 法令基準内 ○ 都基準内 ● 区独自基準		計画区分	○ 計画 ● 非計画	
行政評価事業体系	分野	環境先進都市[IV]			
	政策	良好で快適な生活環境の形成[08]			
	施策	快適な住環境の形成[08-02]			
目的	中高層建築物の建築に伴い生じる日照障害や電波障害、工事被害等、関係住民と建築主との間の紛争を予防又は調整し、地域における健全な生活環境の維持及び向上を図る。				
対象者等	<ul style="list-style-type: none"> ・高さ10mを超える建築物（中高層建築物）の建築主及び建築主側関係者（延べ面積10,000㎡を超える場合は都扱い） ・中高層建築物の敷地境界線から、その高さの2倍の範囲内にある土地又は建築物の権利者及び居住者 ・中高層建築物による電波障害の影響を受ける者 				
内容	<p>電話及び窓口にて、随時相談を受付。相談に対しては、職員及びまちづくり・建築紛争相談員が対応し、助言・指導などを行っている。専門的助言、指導を必要とするケースについては、建築紛争調整員が対応する（原則月曜日、事前予約制）。なお、建築紛争に発展し当事者間の話し合いでは解決の見込みがなく、双方から紛争調整の申出があった場合に、建築紛争調整員があつせんを行う。あつせんでは、当事者双方の主張の要点を確かめ、紛争の解決を図るよう努める。あつせんによっても解決の見込みが無い場合は、あつせんを打ち切り、さらに必要があると認める時は、調停に移行するよう勧告することができる。</p> <p>1 建築紛争調停委員（任期2年） 会長 1人 委員 5人 2 建築紛争調整員（任期2年） 6人 3 調停委員会議、調整員会議 4 特別区調停委員等連絡協議会、特別区調停委員等連絡協議会第二ブロック会</p> <p>i 建築主が標識を設置する ii 近隣関係住民が建築主に説明を求める iii 説明会もしくは戸別説明 iv 問題があれば話し合いをする ↓話し合いがまとまらない場合は区に相談 区の調整 v 再度の話し合いを指導 vi あつせん vii 調停 *それでも決着しない場合は裁判へ</p>				
経過	都市部における土地の高度利用化の進展に伴う、日照紛争や電波障害といった建築紛争に対する問題解決を図るため、昭和51年の建築基準法改正を契機に、中高層建築物への高さ制限には東京都日影規制条例が、紛争調整には紛争予防条例が制定され、双方セットの一貫した日照問題対策として昭和53年度からスタートした。				
必要性	建築規制の緩和により建築物が大規模化している一方で、近隣住民は大規模建築物の出現による生活環境の変化に対し強い抵抗感を持っている。このような建築紛争が発生しやすい状況の中、専門的な立場からの意見を聞ける場は区民にとって重要である。また、調停委員会は国が利用促進に期待を寄せている裁判外紛争解決（ADR）機関であり、裁判所における判決手続きとは異なり、専門性を発揮しつつ、簡易、迅速な処理を目的としている。				
実施方法	(1直営) (直営の場合 ● 常勤 ● 非常勤 ○ 臨時職員)				

予算・決算額等の推移	(単位：千円)							
	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	
予算額	2,689	2,717	2,901	2,780	2,780	2,770	2,526	
①決算額（24年度は見込み）	2,190	2,613	2,276	2,027	1,958	2,147	2,526	
②人件費等	7,788	7,563	7,085	7,250	7,901	12,280		
③減価償却費					7,117	6,687		
【事務分担量】（%）	120	260	255	245	245	215		
合計（①+②+③）	9,978	10,176	9,361	9,277	16,976	21,114	2,526	
国（特定財源）								
都（特定財源）								
その他（特定財源）								
一般財源	9,978	10,176	9,361	9,277	16,976	21,114	2,526	
実績の推移	事項名							
	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	
中高層相談件数	538	560	372	148	233	340	240	
建築紛争件数	4	4	2	0	0	0	0	
調整回数	2	28	29	0	0	0	0	
解決件数	1	2	1	0	0	0	0	

事務事業分析シート（平成24年度）

No2

予算・決算の内訳	節・細節	平成22年度（決算）		平成23年度（決算）		平成24年度（予算）	
		主な事項	金額（千円）	主な事項	金額（千円）	主な事項	金額（千円）
		報酬	委員報酬	346	委員報酬	425	委員報酬
特別旅費	費用弁償	42	費用弁償	52	費用弁償	61	
食糧費	会議賄い	1	会議賄い	1	会議賄い	2	
一般需要	図書購入	20	図書購入	28	図書購入	28	
負担金	特別区連絡協議会	129	特別区連絡協議会	119	特別区連絡協議会	119	

指	事務事業の成果とする指標名	指標の推移					指標に関する説明
		21年度	22年度	23年度	24年度 (見込み)	目標値 (25年度)	
①	中高層建築物相談件数	148	233	340	240	240	目標値は21～24年度の平均
②	あっせん物件解決率	-	-	-	100%	100%	
③							

（問題点・課題）	3,000㎡以上のマンション建設については、荒川区大規模マンションの建設計画に係る地域における生活環境の配慮のための事前協議等に関する条例（荒川ルール条例）により、一定の調整が期待できる。しかし、荒川ルール条例で調整できなかった物件を本条例により調整しようとしても困難を極めることが予想されるため、担当課との連携をより一層図ることが必要である。
	（実施 22 区 未実施 区）

問題点・課題の改善策		
	平成24年度に取り組む具体的な改善内容	平成25年度以降に取り組む具体的な改善内容
①	荒川ルール条例の担当課や関係各課との情報交換を緊密にする。	引き続き荒川ルール条例の担当課や関係各課との情報交換を緊密にしていく。
②		
③		

事務事業の分類		分類についての説明・意見等
24年度設定	25年度設定	
推進	推進	生活環境の変化に不安を持つ住民が、専門家からの意見を聞ける場は重要。

（状況）	○H20 一定 地上デジタルテレビ放送移行に伴う問題について
------	--------------------------------

事務事業分析シート（平成24年度）

No1

事務事業名	建築審査会	部課名	防災都市づくり部防災街づくり推進課	課長名	伊藤
		担当者名	恩田	内線	2827
事務事業を構成する小事業名及び予算事業コード（24年度）	建築審査会事務費（01-05-01）				
事務事業の種類	○ 新規事業（○ 24年度 ○ 23年度）		○ 建設事業 ● それ以外の継続事業		
開始年度	● 昭和 ○ 平成	58 年度	根拠	建築基準法第78条	
終期設定	○ 有 ● 無	年度	法令等	荒川区建築審査会条例	
実施基準	● 法令基準内 ○ 都基準内 ○ 区独自基準		計画区分	○ 計画	● 非計画
行政評価事業体系	分野	環境先進都市[IV]			
	政策	良好で快適な生活環境の形成[08]			
	施策	快適な住環境の形成[08-02]			
目的	建築基準法に基づく特定行政庁等の業務が正しく執行されるように設けられた建築審査会の円滑な運営を図る。				
対象者等	荒川区内に建物を建築する建築主、当該建築物の関係権利者。 建築基準法令の規定による処分又はこれに係る不作為に不服がある者。				
内容	<p>1 建築審査会の職務 ①建築基準法による特定行政庁の許可等に対する同意 ②特定行政庁、建築主事、建築監視員若しくは指定確認検査機関の処分又はこれに係る不作為に対する審査請求（不服申立て）についての裁決 ③特定行政庁の諮問に応じたの重要事項の審議 ④建築基準法の施行に関する事項についての関係行政機関に対する建議</p> <p>2 建築審査会委員（任期2年） 会長 1人 委員 4人 専門調査員 1人</p> <p>3 建築審査会 年10回（H24年度予算）</p> <p>4 全国建築審査会会長会議、特別区建築審査会委員等連絡協議会、特別区建築審査会委員等連絡協議会第二ブロック会会議</p> <p>* 建築審査会の運営に係る事務の効率化を図るため、二ブロックで委員を共通とし共同運営を行っている。毎月定例日を設定し第二ブロック会を行い、案件のある区はその日に審査会を開催する。二ブロック内で情報を共有できるほか、協議会などへ委員が出席する際の報酬を分担できる。昭和57年、地方自治法及び建築基準法施行令149条の一部（特別区の特例）の改正により、特別区に建築審査会が設置され、昭和58年度からスタートした（都から区への権限の移譲）。</p>				
経過	<p>昭和57年、地方自治法及び建築基準法施行令149条の一部（特別区の特例）の改正により、特別区に建築審査会が設置され、昭和58年度からスタートした（都から区への権限の移譲）。</p> <p>S58. 3. 23 荒川区建築審査会条例制定</p> <p>S60. 4. 1 荒川区建築審査会傍聴規程制定</p> <p>S62. 10. 20 条例改正</p> <p>S63. 12. 23 荒川区建築審査会傍聴規定廃止</p> <p>S63. 12. 23 荒川区建築審査会運営規程制定</p> <p>H 2. 6. 28 条例改正</p> <p>H11. 4. 20 建築基準法第43条第1項ただし書許可審査基準制定（建築課）</p> <p>H14. 3. 28 荒川区近隣まちづくり推進制度についての答申</p> <p>H19. 4. 24 荒川区近隣まちづくり推進制度改正についての報告</p>				
必要性	建築審査会は、審査請求を裁決する権限を有する特定行政庁の許可等の意思決定に関与する参与機関及び調査審議権等の諮問機関としての法的性格を併有する複合的行政機関であり、建築基準法に基づき設置を義務付けられている。特に建築基準法に基づく処分の取消訴訟との関係においては、専門的、技術的性格を有するものであるため審査請求前置主義を採用していることもあり、必要性は極めて高い。				
実施方法	（1直営） （直営の場合 ● 常勤 ● 非常勤 ○ 臨時職員）				

予算・決算額等の推移	(単位：千円)							
	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	
予算額	1,762	1,953	1,648	1,746	1,736	1,703	1,619	
①決算額（24年度は見込み）	1,528	559	1,047	1,411	1,437	1,482	1,619	
②人件費等	4,986	3,904	3,876	4,561	4,918	3,388		
③減価償却費					2,034	1,711		
【事務分担量】（%）	80	60	60	70	70	55		
合計（①+②+③）	6,514	4,463	4,923	5,972	8,389	6,581	1,619	
国（特定財源）								
都（特定財源）								
その他（特定財源）								
一般財源	6,514	4,463	4,923	5,972	8,389	6,581	1,619	
実績の推移	事項名							
	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	
建築審査会開催数	8	3	7	8	9	9	9	
同意案件件数	3	2	10	3	6	7	5	
審査請求件数	0	0	1	1	2	1	1	

事務事業分析シート（平成24年度）

No2

予算・決算の内訳	節・細節	平成22年度（決算）		平成23年度（決算）		平成24年度（予算）	
		主な事項	金額（千円）	主な事項	金額（千円）	主な事項	金額（千円）
		報酬	委員報酬	1,092	委員報酬	912	委員報酬
報償費	裁決書作成料	59	裁決書作成料	119	裁決書作成料	82	
一般需要	図書購入	28	図書購入	27	図書購入	60	
役務費	速記録作成料	38	速記録作成料	76	速記録作成料	53	
負担金	特別区連絡協議会	208	特別区連絡協議会	168	特別区連絡協議会	168	

指	事務事業の成果とする指標名	指標の推移					指標に関する説明
		21年度	22年度	23年度	24年度 (見込み)	目標値 (25年度)	
①	同意案件件数	3	6	7	5	—	
②	審査請求件数	1	2	1	1	—	
③							

（問題点・課題）	平成12年度から建築基準法第43条ただし書きの許可制度の導入、指定確認検査機関による確認手続きが開始された。これに伴い、建築審査会の同意を必要とする条項が増え、同意案件の増加があった。また、民間確認機関が増えたことにより条文の解釈にもずれが生じていることから、各区において審査請求が増加する傾向にあるため、事務局としては、いつ提起されてもいように備えておく必要がある。
実施状況	（実施 22 区 未実施 区）

問題点・課題の改善策		
	平成24年度に取り組む具体的な改善内容	平成25年度以降に取り組む具体的な改善内容
①	審査請求の提起に、建築審査会事務局として体制を整備しておく。	引き続き審査請求の提起に、建築審査会事務局として体制を整備していく。
②		
③		

事務事業の分類		分類についての説明・意見等
24年度設定	25年度設定	
推進	推進	法に基づく同意、審査請求による裁決を行う機関として必要。

（状況）	議会（要質問状）
------	----------

事務事業分析シート（平成24年度）

No1

事務事業名	住宅等取得資金融資あっ旋事業	部課名	防災都市づくり部防災街づくり推進課	課長名	伊藤
		担当者名	石坂	内線	2823
事務事業を構成する小事業名及び予算事業コード（24年度）	住宅等取得資金融資あっ旋事業費（01-02-03）				
事務事業の種類	○新規事業（○24年度 ○23年度）		○建設事業		●それ以外の継続事業
開始年度	●昭和 ○平成	60年度	根拠	荒川区住宅等取得資金融資あっ旋事業要綱	
終期設定	○有 ●無	年度	法令等		
実施基準	○法令基準内 ○都基準内 ●区独自基準		計画区分	○計画	●非計画
行政評価事業体系	分野	環境先進都市[IV]			
	政策	良好で快適な生活環境の形成[08]			
	施策	快適な住環境の形成[08-02]			
目的	荒川区が実施する街づくり事業の施行により、関係権利者が、当該事業の制度だけでは住宅等の取得が困難な場合に、区が金融機関に住宅等の取得に必要な資金の融資をあっ旋するとともに利子補給を行い、関係権利者の生活の安定を図り、対象事業の円滑な推進を促すことを目的とする。				
対象者等	<p>1 対象事業 ①町屋駅前地区市街地再開発事業 ②都市計画道路事業補助線街路306号 ③都市計画道路事業補助線街路107号 ④荒川地区環境改善事業 ⑤東日暮里五丁目地区第一種市街地再開発事業 ⑥都市計画道路事業補助線街路第331号 ⑦その他区長が特に必要と認める事業</p> <p>2 申込資格 ①対象事業に協力する次のいずれかに該当する方 ア 用地買収等における売買契約又は補償契約を締結している方 イ 再開発事業で権利変換計画に同意している関係権利者 ウ ア、イの資格を有する方と現に同居している親族 ②自力による必要資金の調達が困難な方 ③区内で不動産を取得する方。ただし区内での不動産取得が困難な場合は、東京都、埼玉県、千葉県、神奈川県又は茨城県の区域内で不動産を取得する方 ④世帯全員が住民税等を滞納していないこと ⑤融資を受けた金銭及びその利息について、十分な返済能力を有する方 ⑥申込時の年齢が満20歳以上満70歳以下で、返済完了時の年齢が満80歳以下の方 ⑦区長が特に必要と認めた方</p> <p>3 融資条件 融資限度額（以下に定める額のうち、1万円未満を切り捨てたいずれか低い額） ①3,000万円 ②用地買収による売買代金と補償金の合計額 ③権利変換に定められた従前の資産の価格と都市再開発法に基づく補償額の合計 ④必要経費のうち、自力調達しえなかった額</p>				
内容	<p>利子補給率 : 1.2% 利子補給期間 : 15年以内（据置期間1年を含む） 本人負担率 : 住宅ローンの利率から補給利率を差し引いた利率 担保等 : 抵当権、質権の設定。団体生命保険に加入し、かつ信用保証機関との保証契約を締結するか、連帯保証人をたてること。</p>				
経過	<p>昭和60年度 : 環境改善事業移転資金融資あっ旋要綱 平成元年度 : 荒川区住宅等取得資金融資あっ旋事業要綱 平成8年度 : 補給利率の引き下げ（2.5%→1.5%） 平成11年度 : 補給利率・補給期間ともに引き下げ（1.5%→1.2% 25年→20年） 平成12年度 : 補給期間の引き下げ（20年→15年）</p>				
必要性	区の街づくり事業の実施に当たり、事業に係る補助制度だけでは住宅等の取得が困難な関係権利者の生活の安定性を確保する必要がある。				
実施方法	（1直営） （直営の場合 ●常勤 ●非常勤 ○臨時職員）				

予算・決算額等の推移	（単位：千円）							
	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	
予算額	18,047	16,116	13,909	12,847	11,279	10,094	9,283	
①決算額（24年度は見込み）	14,615	13,523	11,871	10,168	8,762	7,576	9,283	
②人件費等	427	427	254	529	436	1,543		
③減価償却費					145	467		
【事務分担量】（%）	5	5	3	10	5	15		
合計（①+②+③）	15,042	13,950	12,125	10,697	9,343	9,586	9,283	
国（特定財源）								
都（特定財源）								
その他（特定財源）								
一般財源	15,042	13,950	12,125	10,697	9,343	9,586	9,283	
実績の推移	事項名	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度
	利子補給率	1.2%	1.2%	1.2%	1.2%	1.2%	1.2%	1.2%
	利子補給期間	15年	15年	15年	15年	15年	15年	15年
	融資実行額	0	0	0	0	0	0	—
	利子補給件数	74	67	65	56	56	54	58

事務事業分析シート（平成24年度）

No2

予算・決算の内訳	節・細節	平成22年度（決算）		平成23年度（決算）		平成24年度（予算）	
		主な事項	金額（千円）	主な事項	金額（千円）	主な事項	金額（千円）
		負担金補助及び交付金	融資あっ旋利子補給	8,762	融資あっ旋利子補給	7,576	融資あっ旋利子補給

指標	事務事業の成果とする指標名	指標の推移					指標に関する説明
		21年度	22年度	23年度	24年度（見込み）	目標値（25年度）	
①	融資実行件数（新規）	0	0	0	1	1	再開発課等の予測値
②	利子補給件数	65	59	54	55	56	25年度は24年度から25年度までに繰上返済が発生しない場合の推定値
③							

（問題点・課題）	<p>本事業は、まちづくり事業を円滑に推進するための事業であり継続を要するが、低金利により利子補給利率を下回るケースもあるため、補給内容について見直しの検討が必要である。</p>
他区の実況	（実施 0 区 未実施 22 区）

問題点・課題の改善策		
	平成24年度に取り組む具体的な改善内容	平成25年度以降に取り組む具体的な改善内容
①	経理課、再開発課と一層の連携を図り、本制度を適切に有効活用する。	同左
②		
③		

事務事業の分類		分類についての説明・意見等
24年度設定	25年度設定	
推進	推進	区のまちづくり事業を円滑に推進するために必要である。

議（要旨）	
-------	--

事務事業分析シート（平成24年度）

No1

事務事業名	住宅建設購入資金融資あっ旋事業	部課名	防災都市づくり部防災街づくり推進課	課長名	伊藤
		担当者名	石坂	内線	2823
事務事業を構成する小事業名及び予算事業コード（24年度）	住宅建設購入資金融資あっ旋事業費（01-02-01）				
事務事業の種類	○新規事業（○24年度 ○23年度）		○建設事業	●それ以外の継続事業	
開始年度	○昭和 ●平成	4年度	根拠法令等	荒川区住宅建設・購入資金融資あっ旋事業要綱	
終期設定	○有 ●無		年度		
実施基準	○法令基準内 ○都基準内 ●区独自基準		計画区分	○計画	●非計画
行政評価事業体系	分野	環境先進都市[IV]			
	政策	良好で快適な生活環境の形成[08]			
	施策	快適な住環境の形成[08-02]			
目的	区内に定住するために住宅を建設、又は購入する区民の方に、区が金融機関に資金の一部を融資あっ旋するとともに、一定期間利子の一部を補給することにより、良好な住環境の整備と定住人口の確保を図ることを目的とする。				
対象者等	<p>1 対象者</p> <p>① 区内に1年以上居住しているか、申込人又は配偶者の親が引き続き1年以上区内に居住している方</p> <p>② 配偶者又は二親等までの親族を含む同居人を有するか、又は当該年度の末日までに有する予定のある方</p> <p>③ 区内に建築敷地又は借地権を有している方（住宅購入は除く）</p> <p>④ 世帯全員が住民税等を滞納していないこと</p> <p>⑤ 申込時の年齢が満20歳以上満70歳以下、返済完了時の年齢が満80歳以下の方</p> <p>⑥ 申込人及び同居人の前年の合計所得が1,200万円以下であること</p> <p>⑦ 申込人及び同居人が自己名義（共有含む）の住宅を所有していないこと（自己の住宅の建替えは除く）</p> <p>2 対象住宅</p> <p>① 占用面積が40㎡以上280㎡以下の自己用の住宅等の建設（申込人又は同居人等が所有する自己用の住宅等の建替えを含む）</p> <p>② 占用面積が40㎡以上280㎡以下の住宅等の購入で、次のいずれかに該当するもの</p> <p>ア 新築の住宅等の購入</p> <p>イ 中古住宅等のうち、住宅金融支援機構の業務運営並びに会計に関する省令に規定する耐火構造又は準耐火構造で、表示登記後の期間が25年を超えないもの</p> <p>ウ 中古の一戸建住宅等（イを除く）で、表示登記後の期間が20年を超えないもの</p> <p>③ 建築基準法に適合するもの</p> <p>④ 併用住宅も可（ただし、住宅部分の面積2分の1以上）</p>				
内容	<p>1 融資限度額 2,000万円</p> <p>2 利子補給率 ①昭和56年5月31日以前に建築された一戸建住宅等の建替え 1.2% ②①以外の住宅等の建設・購入 0.9%</p> <p>3 利子補給期間 融資契約期間の前半分（最長10年）</p> <p>4 本人負担利率 住宅ローンの利率から補給利率を差し引いた利率</p> <p>5 担保等 抵当権、質権の設定。団体生命保険に加入し、かつ信用保証機関との保証契約を締結するか、連帯保証人をたてること。</p> <p>6 その他 申込日の属する年度の末日までに、金融機関からの融資が行われることが見込まれること</p>				
経過	平成8年度：補給利率引き下げ（2.0%→1.2%） 平成10年度：補給利率引き下げ（1.2%→0.9%） 平成12年度：補給期間引き下げ（13年→10年） 平成23年度（12月6日以降）：旧耐震基準の住宅等への補給率を引き上げ（0.9%→1.2%）				
必要性	区内に定住するための住宅を取得しようとする区民が、資金が不足し住宅を取得することが困難な場合は、融資あっ旋と利子補給をし、良好な住環境の整備と定住化の促進を進める必要がある。				
実施方法	（1直営） （直営の場合 ●常勤 ●非常勤 ○臨時職員）				

予算・決算額等の推移	（単位：千円）							
	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	
予算額	154,340	151,777	125,923	120,666	101,031	69,006	61,036	
①決算額（24年度は見込み）	128,749	102,287	87,604	71,697	60,962	48,753	61,036	
②人件費等	3,586	3,172	1,881	1,588	1,308	1,241		
③減価償却費					436	1,400		
【事務分担量】（%）	60	55	40	30	15	45		
合計（①+②+③）	132,335	105,459	89,485	73,285	62,706	51,394	61,036	
国（特定財源）								
都（特定財源）								
その他（特定財源）								
一般財源	132,335	105,459	89,485	73,285	62,706	51,394	61,036	
実績の推移	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	
利子補給率	0.9%	1.2%	1.2%	1.2%	1.2%	0.9%、1.2%	0.9%、1.2%	
利子補給期間	10年	15年	15年	15年	15年	15年	15年	
実行件数/あっ旋件数	20/21	35/41	28/31	35/36	28/30	10/12	35/35	
融資実行額	391,929	638,900	544,000	669,400	518,500	186,850	700,000	
利子補給件数	778	747	732	616	587	432	467	

事務事業分析シート（平成24年度）

No2

予算・決算の内訳	節・細節	平成22年度（決算）		平成23年度（決算）		平成24年度（予算）	
		主な事項	金額（千円）	主な事項	金額（千円）	主な事項	金額（千円）
	一般需用費	消耗品費	0	消耗品費	0	消耗品費	11
	負担金補助及び交付金	融資あっ旋利子補給	60,962	融資あっ旋利子補給	48,753	融資あっ旋利子補給	61,025

指標	事務事業の成果とする指標名	指標の推移					指標に関する説明
		21年度	22年度	23年度	24年度（見込み）	目標値（25年度）	
①	あっ旋件数	36	30	12	35	40	
②	融資実行件数	35	28	10	35	40	
③							

（問題点・課題分析）	老朽家屋の建替えを促進し、住宅の防災性の向上を図る必要がある。
他区の実施状況	<p>（実施 6 区 未実施 16 区）</p> <p>①融資あっ旋及び利子補給 中央区（あっ旋限度額：2,500万円、補給利率：1.0%～1.5%、補給期間：10年間） 新宿区（あっ旋限度額：1,500万円、補給利率：1.0%、補給期間：10年間）</p> <p>②助成金 台東区（マイホーム取得支援制度 50万円） 品川区（二世帯住宅取得等助成事業 90万円） 北区（三世帯住宅建設助成 50万円） 千代田区（次世代育成住宅助成 年96万～72千円 8年間 23年度で終了）</p>

問題点・課題の改善策		
	平成24年度に取り組む具体的な改善内容	平成25年度以降に取り組む具体的な改善内容
①	あっ旋対象の住宅を検討する必要がある。	同左
②		
③		

事務事業の分類		分類についての説明・意見等
24年度設定	25年度設定	
改善・見直し	改善・見直し	住宅政策全般の中で住宅建設購入資金融資あっ旋事業のあり方を検討する。

況議（要旨）	
--------	--

事務事業分析シート（平成24年度）

No1

事務事業名	住宅増・修築資金融資あっ旋事業		部課名	防災都市づくり部防災街づくり推進課	課長名	伊藤
			担当者名	石坂	内線	2823
事務事業を構成する小事業名及び予算事業コード（24年度）		住宅増・修築資金融資あっ旋事業費（01-02-02）				
事務事業の種類	○新規事業（○24年度 ○23年度）		○建設事業		●それ以外の継続事業	
開始年度	●昭和 ○平成 53年度		根拠	荒川区住宅増・修築資金融資あっ旋事業要綱		
終期設定	○有 ●無 年度		法令等			
実施基準	○法令基準内 ○都基準内 ●区独自基準		計画区分	○計画		●非計画
行政評価事業体系	分野	環境先進都市[IV]				
	政策	良好で快適な生活環境の形成[08]				
	施策	快適な住環境の形成[08-02]				
目的	荒川区が区内に居住する区民に対し、住宅の増築、修築、又はアスベストの除去等に係わる改修工事に必要な資金の融資をあっ旋するとともに利子補給することにより、区民の住宅の改善に資することを目的とする。					
対象者等	[対象者]					
	<ol style="list-style-type: none"> 以下の住宅に現に引き続き1年以上居住していること <ol style="list-style-type: none"> 荒川区内にある現在居住している住宅で、居住部分が総床面積の2分の1以上 申込人が居住する共同住宅（賃貸を除く）の共用部分 申込人の所有でない建物は、その建物の所有者の工事承諾が得られたもの 申込人の所有でない土地に建てられた建物は、その土地の所有者の工事承諾が得られたもの 世帯全員が住民税等を滞納していないこと 申込時の年齢が満20歳以上で、返済完了時の年齢が満80歳以下の方。ただし、申込人の子等が連帯債務者になることが可能な場合は除く 連帯保証人又は金融機関の指定する保証機関と保証契約を締結できること 融資を受けた金銭及びその利息について、十分な返済能力を有すること 申込人及び同居人の前年中の合計所得金額が1,200万円以下であること等 					
内容	[工事の範囲]					
	<ol style="list-style-type: none"> 基礎、土台、外壁、屋根等の修繕若しくは模様替え、又はアスベストの除去等に係わる改修工事 門、塀、壁、床、窓枠等の修繕若しくは模様替え、又はアスベストの除去等に係わる改修工事 浴室、台所、便所等の修繕若しくは模様替え、又はアスベストの除去等に係わる改修工事 車庫等の附属建物の修繕若しくは模様替え、又はアスベストの除去等に係わる改修工事 住居部分の増築で、増築後の住居部分が総床面積の2分の1以上のもの 					
内容	1 融資あっ旋額20万円～500万円 2 利子補給率①外壁・屋根の修繕工事又は高齢者及び心身障害者同居世帯：1.2% ②一般世帯（①以外の世帯）：0.9% 3 本人負担率 住宅ローンの利率から補給利率を差し引いた利率 ①外壁・屋根の修繕又は高齢者・身障者：1.8% ②一般世帯（①以外の世帯）：2.1% 4 返済期間 7年以内（据置期間3ヶ月を含む）					
経過	平成7年度 一般：1.80% 高齢者・身障者：2.25% 平成8年度 一般：1.40% 高齢者・身障者：1.75% 平成9年度 一般：1.20% 高齢者・身障者：1.50% 平成10年度 一般：0.90% 高齢者・身障者：1.20% 平成17年度 アスベスト除去を追加 平成23年度（12月6日以降）外壁・屋根の修繕工事を0.90%から1.20%に拡充					
必要性	住宅の増修築に際して、資金を必要とする区民には、融資のあっ旋と利子補給をすることで住宅の改善を支援する必要がある。特に、住宅の外壁・屋根の修繕工事を促すことは、災害時における防災性の向上に資するため必要である。					
実施方法	(1直営) (直営の場合 ●常勤 ●非常勤 ○臨時職員)					

予算・決算額等の推移	(単位：千円)							
	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	
予算額	263	1,225	1,461	2,366	1,172	852	763	
①決算額（24年度は見込み）	194	185	131	41	63	117	763	
②人件費等	594	476	303	529	436	545		
③減価償却費					145	778		
【事務分担量】(%)	12	7	5	10	5	25		
合計(①+②+③)	788	661	434	570	644	1,440	763	
国（特定財源）								
都（特定財源）								
その他（特定財源）								
一般財源	788	661	434	570	644	1,440	763	
実績の推移	事項名	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度
	一般世帯利子補給率	0.9%	0.9%	0.9%	0.9%	0.9%	0.9%	0.9%
	利子補給期間	7年	7年	7年	7年	7年	7年	7年
	実行件数/あっ旋件数	0	1/3	0	0	2/3	0	5/5
	融資実行額	0	5,000	0	0	8,000	0	5,000
	利子補給件数	6	5	4	3	4	3	8
	高齢・障害世帯利子補給率（※H23.12.6～外壁・屋根改修工事含む）	1.2%	1.2%	1.2%	1.2%	1.2%	1.2%	1.2%
	利子補給期間	7年	7年	7年	7年	7年	7年	7年
	実行件数/あっ旋件数	2/2	0	0	1/1	1/1	0	10/10
	融資実行額	7,000	0	0	3,100	2,000	0	10,000
利子補給件数	8	6	6	5	4	2	12	

事務事業分析シート（平成24年度）

No2

予算・決算の内訳	節・細節	平成22年度（決算）		平成23年度（決算）		平成24年度（予算）	
		主な事項	金額（千円）	主な事項	金額（千円）	主な事項	金額（千円）
	負担金補助及び交付金	融資あっ旋利子補給	63	融資あっ旋利子補給	117	融資あっ旋利子補給	763

指標	事務事業の成果とする指標名	指標の推移					指標に関する説明
		21年度	22年度	23年度	24年度 (見込み)	目標値 (25年度)	
①	融資実行件数	1	3	0	15	15	
②							
③							

（問題点・課題 指標分析）	融資実行件数が少ないため、制度の検討が必要である。
他区の実施状況	（実施 16 区 未実施 6 区） 中央、文京、台東、墨田、江東、品川、目黒、大田、渋谷、中野、杉並、北、練馬、江戸川、足立、板橋

問題点・課題の改善策	
	平成24年度に取り組む具体的な改善内容
①	耐震改修を促進する。
②	
③	

事務事業の分類		分類についての説明・意見等
24年度設定	25年度設定	
推進	推進	災害に強い良好な住環境の形成を促進するために必要である。

議会議事録 （要旨）	
---------------	--

事務事業分析シート（平成24年度）

No1

事務事業名	特定街づくり事業協力者家賃助成	部課名	防災都市づくり部防災街づくり推進課	課長名	伊藤
		担当者名	松島	内線	2823
事務事業を構成する小事業名及び予算事業コード（24年度）	特定街づくり事業協力者家賃助成費（01-02-04）				
事務事業の種類	○ 新規事業（○ 24年度 ○ 23年度）		○ 建設事業 ● それ以外の継続事業		
開始年度	○ 昭和 ● 平成	3 年度	根拠	荒川区特定街づくり住み替え家賃助成事業要綱	
終期設定	○ 有 ● 無	年度	法令等		
実施基準	○ 法令基準内 ○ 都基準内 ● 区独自基準		計画区分	○ 計画 ● 非計画	
行政評価事業体系	分野	環境先進都市[IV]			
	政策	良好で快適な生活環境の形成[08]			
	施策	快適な住環境の形成[08-02]			
目的	区が実施する「特定街づくり事業」により、移転する借家人に対し、家賃の一部を助成することにより、関係権利者の生活の安定を図り、対象事業の円滑な推進を促す。				
対象者等	1 助成対象者 ○ 町屋駅前地区市街地再開発事業 ○ 都市計画道路事業補助線街路第306号 ○ 都市計画道路事業補助線街路第107号 ○ 都市計画道路事業補助線街路第321号 ○ 都市計画道路事業補助線街路第331号 ○ 荒川地区環境改善事業 ○ 東日暮里五丁目地区第一種市街地再開発事業 ○ その他、区長が特に必要と認めた事業 2 助成対象世帯 (1) 特定街づくり事業に協力し、住み替えること (2) 住み替え前の民間賃貸住宅（社宅及び家族寮等を除く）に1年以上居住していること (3) 住み替え後は、引き続き区内に居住すること (4) 住み替えにより家賃の負担が増加すること (5) 世帯全員の前年の所得金額が基準内であること (6) 住み替え後の住宅は、民間の賃貸住宅（社宅及び家族寮等を除く）であること。ただし、申請者又はその配偶者の親族が所有し、賃貸している住宅ではないこと (7) 世帯全員が住民税等を滞納していないこと (8) 他の制度により公的住宅扶助を受けていないこと				
内容	1 助成額 住み替え前と後の家賃の差額（限度額月額3万円） ※平成11年度までは、5万円 2 助成期間 5年間 ただし、特定街づくり事業により家賃が補填される場合はその充当される期間終了後に家賃助成を開始する。				
経過	平成3年7月 事業開始 平成12年度 市場家賃が低下していることから限度額を3万円に引き下げた。				
必要性					
実施方法	(1直営) (直営の場合 ○ 常勤 ● 非常勤 ○ 臨時職員)				

予算・決算額等の推移	(単位：千円)							
	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	
予算額	1,200	1,200	1,200	1,200	1,200	1,200	1,200	
①決算額（24年度は見込み）	1,200	1,200	1,200	1,200	1,200	1,200	1,200	
②人件費等	72	73	73	245	0	273		
③減価償却費					0	311		
【事務分担量】（%）	3	3	3	10	0	10		
合計（①+②+③）	1,272	1,273	1,273	1,445	1,200	1,784	1,200	
国（特定財源）								
都（特定財源）								
その他（特定財源）								
一般財源	1,272	1,273	1,273	1,445	1,200	1,784	1,200	
実績の推移	事項名							
家賃助成件数	2	2	2	2	2	2	2	

事務事業分析シート（平成24年度）

No2

予算・決算の内訳	節・細節	平成22年度（決算）		平成23年度（決算）		平成24年度（予算）	
		主な事項	金額（千円）	主な事項	金額（千円）	主な事項	金額（千円）
		負担金補助及び交付金	助成金 （限度額月額5万円）	1,200	助成金 （限度額月額5万円）	1,200	助成金 （限度額月額5万円）

指標	事務事業の成果とする指標名	指標の推移					指標に関する説明
		21年度	22年度	23年度	24年度 （見込み）	目標値 （25年度）	
①	助成件数	2	2	2	2	2	現行助成件数
②							
③							

（問題点・課題分析）	平成18年度で高齢者世帯等の家賃助成制度が廃止されたが、本事業については、区のまちづくり事業に協力した借家人の住み替えを促す事業であり継続を要する。
他区の実況	（実施 4 区 未実施 18 区）

問題点・課題の改善策		
	平成24年度に取り組む具体的な改善内容	平成25年度以降に取り組む具体的な改善内容
①		
②		
③		

事務事業の分類		分類についての説明・意見等
24年度設定	25年度設定	
推進	推進	区のまちづくり事業に協力した借家人の住み替えを促進する事業として必要。

況議（要旨）	議（要旨）
--------	-------

事務事業分析シート（平成24年度）

No1

事務事業名	都市防災不燃化促進事業		部課名	防災都市づくり部 防災街づくり推進課	課長名	伊藤
			担当者名	大沼・武笠・涌井	内線	2828
事務事業を構成する小事業名及び予算事業コード（24年度）	都市防災不燃化促進事業費（01-03-01）					
事務事業の種類	○新規事業（○24年度 ○23年度）		○建設事業		●それ以外の継続事業	
開始年度	●昭和 ○平成	58年度	根拠	国：社会資本総合整備交付金制度要綱及び交付要綱 都：東京都防災密集地域総合整備事業制度要綱及び補助交付要綱 区：荒川区防災密集地域総合整備事業制度要綱及び都市防災不燃化促進事業助成金交付要綱		
終期設定	●有 ○無	25年度	法令等			
実施基準	●法令基準内 ●都基準内 ●区独自基準		計画区分	●計画 ○非計画		
行政評価事業体系	分野	安全安心都市[VI]				
	政策	防災・防犯のまちづくり [11]				
	施策	災害に強いまちづくりの推進[11-03]				
目的	大規模地震等により発生する市街地火災から避難する住民を守り、防災上重要な避難路・避難地の安全性を確保するため、その周辺地域を不燃化促進区域に指定し、耐火建築物の建築費用の一部を助成することにより不燃化促進を図る。それにより、市街地火災の延焼拡大を防ぎ、住民の財産を保全する。					
対象者等	事業期間内に「不燃化促進区域（避難路沿道から幅員30m、避難地周辺から周囲120mの区域）」に指定された地区内で、2階建て以上かつ高さ7m以上の耐火建築物を建てる者。 ※宅地建物取引業者が建築する販売を目的とする耐火建築物及び中小企業者以外の会社又は事業を営む個人が建築する耐火建築物は除く。					
内容	* 不燃化助成制度の内容 (1)基本助成 1～3階までの延べ床面積に応じて助成。最低保障額200万円。＜国・都・区＞ (2)加算助成 ①仮住居費＜国・都・区＞（40万円） ②三世帯住宅＜国・区＞（120万円） ③共同・協調建替え＜区単＞（100万円）④賃貸用共同住宅＜区単＞（100万円） ⑤住宅型不燃建築物助成 ＜国・都・区＞（4階以上の住戸面積に応じて助成）					
経過	昭和58年 7月 荒川区都市防災不燃化促進事業助成金交付要綱制定 助成額最低保障・共同化加算制度実施 昭和60年 4月 三世帯住宅加算制度実施 平成元年 5月 協調建替え加算制度、仮住居費助成制度実施 平成 4年 4月 賃貸用共同住宅加算制度、住宅型不燃建築物助成制度実施 平成21年 3月 荒川区防災密集地域総合整備事業制度要綱及び荒川区都市防災不燃化促進事業助成金交付要綱制定 ＜事業実施地区＞ 補助90号線：H9. 4～25. 3、補助90号線第二：H11. 4～26. 3 ＜事業終了地区＞ 小台通り：S59. 8～H11. 3、白鬚西 I：S58. 7～H13. 3、尾竹橋通り：S62. 6～H13. 3、旭電化跡地周辺：H1. 11～16. 3、補助306号線：H2. 9～H17. 3、補助189号線：H9. 4～19. 3、放射12号線（補助107号線）：H5. 1～22. 3					
必要性	建築主に建築費用の一部助成を行う本事業は、耐火建築物へと建替促進を誘導する効果が大きく、不燃化促進の指標である地区不燃化率を早期に向上させるためにも実施し続ける必要がある。					
実施方法	(1直営) (直営の場合 ●常勤 ●非常勤 ○臨時職員)					

予算・決算額等の推移	(単位：千円)							
	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	
予算額	57,509	54,779	44,398	41,628	39,532	50,626	25,503	
①決算額（24年度は見込み）	52,989	27,737	44,314	14,579	22,465	49,952	25,503	
②人件費等	9,973	11,708	18,670	14,581	9,209	9,379		
③減価償却費					6,972	6,842		
【事務分担量】（%）	160	280	382	305	240	220		
合計（①+②+③）	62,962	39,445	62,984	29,160	38,646	66,173	25,503	
国（特定財源）	21,200	13,200	17,800	7,000	9,630	23,070	11,225	
都（特定財源）	13,607	7,200	10,710	3,700	4,815	10,935	5,312	
その他（特定財源）								
一般財源	28,155	19,045	34,474	18,460	24,201	32,168	8,966	
実績の推移	事項名							
	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	
	放射12号線（補助107号線）地区	4	3	3	0	-	-	
	補助90号線地区	3	1	1	2	2	3	
	補助189号線地区	0	-	-	-	-	-	
	補助90号線第二地区	1	1	2	1	1	4	

事務事業分析シート（平成24年度）

No2

予算・決算の内訳	節・細節	平成22年度（決算）		平成23年度（決算）		平成24年度（予算）	
		主な事項	金額（千円）	主な事項	金額（千円）	主な事項	金額（千円）
		旅費	近接地外旅費	0	近接地外旅費	27	近接地外旅費
需要費	消耗品購入等	335	消耗品購入等	147	消耗品購入等	150	
負担金補	建設事業補助金	19,268	建設事業補助金	47,182	建設事業補助金	22,451	
及び交付金	都市防災推進協議会負担金	60	都市防災推進協議会負担金	40	都市防災推進協議会負担金	40	

指	事務事業の成果とする指標名	指標の推移					指標に関する説明
		21年度	22年度	23年度	24年度 (見込み)	目標値 (25年度)	
標	① 補助90号線地区不燃化率	39.1%	39.6%	40.4%	41.0%	40.0%	不燃化促進区域の建築面積の総数に対する耐火建築物及び準耐火建築物が占める割合(%)
	② 補助90号線第二地区不燃化率	33.2%	32.7%	35.3%	36.0%	40.0%	不燃化促進区域の建築面積の総数に対する耐火建築物及び準耐火建築物が占める割合(%)

（問題点・課題）	補助90号線第二地区では、複雑な権利関係や居住者の高齢化などの要因が重なり、建替えが進まない状況のため、目標値の達成に向けた取り組みが必要である
他区の実況	（実施 10 区 未実施 3 区）千代田・中央・港 事業完了区 10区：新宿・文京・江東・品川・目黒・渋谷・杉並・豊島・練馬・江戸川

問題点・課題の改善策		
	平成24年度に取り組む具体的な改善内容	平成25年度以降に取り組む具体的な改善内容
①	ホームページの情報量を更に増やすと共に、区報掲載やチラシの各戸配布等、事業及び助成制度の周知と事業終了時期の周知に努める。	助成事業が認知されることにより、地区内の不燃建築物への建替意欲が増し、建物更新に繋がる。事業の終期を周知することで需要を掘り起こす。
②		
③		

事務事業の分類		分類についての説明・意見等
24年度設定	25年度設定	
推進	推進	延焼遮断帯を形成するため本事業を推進する。

議会議決（要旨）	
----------	--

事務事業分析シート（平成24年度）

No1

事務事業名	密集住宅市街地整備促進事業		部課名	防災都市づくり部 防災街づくり推進課	課長名	伊藤
			担当者名	大沼・岩本・茂手木	内線	2829
事務事業を構成する小事業名及び予算事業コード（24年度）	密集住宅市街地整備促進事業費(01-04-01)					
事務事業の種類	○新規事業（○24年度 ○23年度）		○建設事業		●それ以外の継続事業	
開始年度	●昭和 ○平成 62年度		根拠	密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律（平成9年5月9日、法律49号）		
終期設定	●有 ○無 30年度		法令等			
実施基準	●法令基準内 ○都基準内 ○区独自基準		計画区分	●計画 ○非計画		
行政評価事業体系	分野	安全安心都市 [VI]				
	政策	防災・防犯のまちづくり [11]				
	施策	災害に強いまちづくりの推進[11-03]				
目的	木造住宅が密集し公共施設（道路・公園・広場等）が未整備な地域において、建替え支援による住環境の整備、避難路周辺等の不燃空間の形成及び公共施設の整備など面的な整備を行うことにより、地域の防災性を向上させるとともに良質な住環境への改善を図る。					
対象者等	荒川五・六丁目地区、南千住一・荒川一丁目地区、町屋二・三・四丁目地区、荒川二・四・七丁目地区、尾久中央地区の老朽家屋等で共同建替等の建築主、当該地区における主要生活道路の拡幅整備事業等に係る沿道建替等の建築主等。					
内容	①老朽住宅等の建替促進 老朽家屋の共同建替え等を行う建築主に対して、既存建物の除却・整地費、共同建築物の設計費、廊下・階段等の共同施設整備費の一部を助成する。 ※建築費用の融資額の一部に対する利子補給は、平成18年度に廃止した。 ②延焼遮断帯形成事業 密集市街地における優先整備路線にて比較的小規模で実現可能性の高い延焼遮断帯を形成し、火災が発生した時の市街地大火の拡大を防止するため、沿道建替を行う建築主に対して、既存建物の除却・整地費、設計・監理費、外壁等の共同施設整備費の一部を助成する。 ③主要生活道路沿道建替事業 主要生活道路等において、道路空間の確保や沿道建築物の不燃化を進めるため、当該道路に面する建築物の建替え等に対し、その費用の一部を助成する。荒川区独自の制度(平成19年6月1日施行)。 ④事業推進活動 防災まちづくり連絡会等の住民組織を育成・支援するとともに、地域のまちづくり意識を啓発して、災害に強い街への一層の転換を図ると共に、地区計画の策定を進める。 ⑤公共施設整備 道路・公園・広場等のオープンスペース、防災関連施設の整備を行う。 ⑥細街路拡幅整備 細街路拡幅整備事業を活用した後退用地の整備を行う。					
経過	荒川五・六丁目地区事業導入（昭和62年11月6日整備計画大臣承認～平成28年度） 33.6ha 南千住一・荒川一丁目地区事業導入（平成11年1月29日整備計画大臣承認～平成25年度） 15.1ha 町屋二・三・四丁目地区事業導入（平成11年1月29日整備計画大臣承認～平成30年度） 43.5ha 荒川二・四・七丁目地区事業導入（平成17年12月27日整備計画大臣承認～平成27年度） 48.5ha 尾久中央地区事業導入（平成21年3月31日整備計画大臣承認～平成30年度） 34.5ha					
必要性	事業地区は、行止り道路や細街路が多く、狭隘な敷地に老朽木造住宅が密集するなど、災害時の危険が高く（東京都・地震に関する「第6回地域危険度測定調査結果一覧表」で地震による地域危険度＜総合＞が4～5と判定されている）、延焼遮断帯の未形成、建築物の不燃化、消防困難地域の解消等多くの課題を抱えている。防災まちづくりを効果的に進めるため、密集住宅市街地整備促進事業や不燃化促進事業等の施策を重層的に展開し、地域の防災性と住環境の向上を図る必要がある。					
実施方法	（2一部委託） （直営の場合 ○常勤 ○非常勤 ○臨時職員） 防災まちづくりの効果をあげるため、住民活動組織を育成・支援するとともに、地区住民への個別訪問その他の方法により防災意識の啓発と不燃建築物への建替誘導、地区計画への合意形成等を行う。これらを円滑に進めるため、専門コンサルタントに事業推進活動を委託する。					

予算・決算額等の推移	(単位：千円)							
	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	
予算額	98,298	174,536	113,616	118,414	113,950	92,635	103,453	
①決算額(24年度は見込み)	75,260	73,758	70,188	75,324	73,962	82,989	103,453	
②人件費等	33,270	48,737	50,923	51,107	46,234	48,730		
③減価償却費					20,771	23,636		
【事務分担当】(%)	440	635	703	778	715	760		
合計(①+②+③)	108,530	122,495	121,111	126,431	140,967	155,355	103,453	
国(特定財源)	16,898	13,176	13,040	12,480	14,560	21,708	28,066	
都(特定財源)	17,484	16,368	19,049	13,281	12,002	14,214	17,297	
その他(特定財源)								
一般財源	74,148	92,951	89,022	100,670	114,405	119,433	58,090	
実績の推移	事項名							
	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	
不燃建築物への建替助成	12戸		14戸	1戸	1戸	1戸	2戸	
公園等の整備	1ヶ所	1ヶ所	2ヶ所	2ヶ所	2ヶ所	0ヶ所	2ヶ所	
細街路の整備	31ヶ所	28ヶ所	27ヶ所	24ヶ所	35ヶ所	39ヶ所		

事務事業分析シート（平成24年度）

No2

予算・決算の内訳	節・細節	平成22年度（決算）		平成23年度（決算）		平成24年度（予算）	
		主な事項	金額（千円）	主な事項	金額（千円）	主な事項	金額（千円）
	旅費	近接地外旅費	56	近接地外旅費	43	近接地外旅費	57
	需用費	消耗品購入等	281	消耗品購入等	305	消耗品購入等	306
	委託料	事業推進活動委託他	49,283	事業推進活動委託他	48,173	事業推進活動委託他	54,288
	負担金補及び交付金	建設事業補助金	10,431	建設事業補助金	23,925	建設事業補助金	29,260
		利子補給	10,916	利子補給	7,534	利子補給	6,529

指	事務事業の成果とする指標名	指標の推移					指標に関する説明
		21年度	22年度	23年度	24年度（見込み）	目標値（25年度）	
①	不燃領域率（密集事業地区）	48.8%	49.4%	50.0%	50.4%	65.0%	土地面積に対する耐火・準耐火建築面積、空地等の比率
②	空地率（密集事業地区）	—	—	—	—	25.0%	土地面積に対する道路（全て）、公園等の比率（18年のデータ）
③	老朽住宅率（密集事業地区）	—	—	—	—	50.0%	事業地区全建物棟数に対する老朽住宅棟数の比率（18年のデータ）

（問題点・課題）	<p>事業地区の周辺は都市計画道路等が困っており、道路沿道は不燃建替えがある程度進んでいる。しかし、道路の後背地は老朽木造の建築物が建てこみ、狭隘な敷地や不接道、公園・広場等の公共施設の整備の遅れ、また、消防活動困難区域が多く存在する。</p> <p>この消防活動困難区域解消等の課題には、優先整備路線及び主要生活道路等の拡幅整備及び耐火建築物への建替えが必要であるが、区民の防災意識が高まる反面、複雑な権利関係と居住者の高齢化などの要因が重なって、道路拡幅に伴う建替えや耐火建築物への建替えが進まない状況にある。</p>
	<p>（実施 17 区 未実施 4 区）千代田・中央・港・江東</p> <p>事業終了区 2区：文京・大田</p> <p>地区計画制度を導入し、耐火建築物への建替えと公共施設の同時整備を行っている。また街路事業や他の事業を複合的に組合せ密集事業に相乗効果をもたせ積極的な街路整備を行っている。</p>

問題点・課題の改善策		
	平成24年度に取り組む具体的な改善内容	平成25年度以降に取り組む具体的な改善内容
①	地権者との用地買収に係る折衝を重ね、優先整備路線等の拡幅整備を推進する。	優先整備路線等の拡幅整備を推進することにより、ミニ延焼遮断帯の形成、避難路の確保、消防活動困難区域の解消を図ることができる。
②	町屋二・三・四丁目地区及び荒川二・四・七丁目地区における地区計画について、都市計画決定を経て、施行する。	消防活動困難区域の解消等を目的とする優先整備路線の拡幅整備を地区計画の規制・誘導により担保できる。また、事業終了後も道路空間確保が担保される。
③	地元協議会の情報提供等を活用し、公園、広場等の不足地域における用地を確保する。	公園、広場等のオープンスペースの整備を図ることにより、防災活動拠点とするとともに、耐震性貯水槽など防災関連施設の拡充を進めることができる。

事務事業の分類		分類についての説明・意見等
24年度設定	25年度設定	
重点的に推進	重点的に推進	災害に強いまちづくりを実現するため本事業を重点的に推進する。

議会質問状況（要旨）	平成 8年3定 「共同建替の支援と建替えに伴う仮住居の確保について」
	平成 10年4定 「防災都市づくりに対する積極的な取組み、町屋二・三・四丁目地区での事業取組みについて」
	平成 11年2定 「町屋二・三・四丁目地区に事業の導入が遅れている理由について」
	平成 16年3定 「防災再開促進地区の指定と防災生活圏促進事業について」
	平成 17年3定 「老朽木造密集市街地における建替えの推進策について」
	平成 17年3定 「密集事業の現状・荒川二丁目への事業導入・荒川五・六丁目地区への取組みについて」
	平成 18年3定 「密集市街地における生活道路について」
	平成 18年4定 「町屋地域の整備・密集市街地整備促進事業の延伸について」
	平成 20年1定 「荒川二丁目の都営住宅跡地について」
	平成 21年2定 「密集事業の推進について（荒川二丁目用地について）」
平成 22年3定 「町屋地域の街づくりについて（防災性向上策について）」	
平成 22年4定 「防災まちづくりについて（新たな密集住宅市街地整備事業促進策）」	
平成 23年1定 「密集市街地整備について（対策強化と木密地域不燃化10年プロジェクト）」	

事務事業分析シート（平成24年度）

No1

事務事業名	近隣まちづくり推進事業	部課名	防災都市づくり部防災街づくり推進課	課長名	伊藤
		担当者名	鈴木	内線	2826
事務事業を構成する小事業名及び予算事業コード（24年度）	近隣まちづくり推進事業費（01-07-02）				
事務事業の種類	○ 新規事業（○ 24年度 ○ 23年度）		○ 建設事業 ● それ以外の継続事業		
開始年度	○ 昭和 ● 平成	12 年度	根拠	荒川区近隣まちづくり推進制度要綱、荒川区非常勤職員設置要綱等	
終期設定	○ 有 ○ 無	年度	法令等		
実施基準	○ 法令基準内 ○ 都基準内 ● 区独自基準		計画区分	○ 計画	● 非計画
行政評価事業体系	分野	安全安心都市[VI]			
	政策	防災・防犯のまちづくり[11]			
	施策	災害に強いまちづくりの推進[11-03]			
目的	区民の建替え等の相談及び接道敷地と不接道敷地を含む協調建替え等のまちづくり活動に対して、適切な相談、助言及び情報提供を行うことにより、区民の自主的な建物更新及び住環境の改善を支援する。併せて、区で実施する防災まちづくり事業を推進する。				
対象者等	1 建替え等総合相談 区民又は区内のまちづくり団体。 2 近隣まちづくり推進制度等 不接道敷地を含む複数の敷地が連担する一定の地域に居住する区民又は土地建物の権利者				
内容	1 建替え等総合相談 ・ 窓口及び専門家による相談 ・ まちづくりサポーター及びコンサルタントの派遣による支援 ・ 情報スポットコーナー、ホームページによる情報提供 2 近隣まちづくり推進制度 ・ 連担建築物設計制度を活用した協調建替えにより不接道敷地にある老朽木造家屋の建替えを促進するため、助言及び接道敷地での建替えを助成（建設費200万円、三世代住宅加算120万円、仮住居費加算40万円）する。 ・ 平成19年度に、過去の相談事例を踏まえて制度の要件緩和等を行い、地域の実態に合わせて利用しやすいよう、制度の改正を行った。				
経過	1 建替え等総合相談 ・ 平成12年4月、まちづくり公社廃止後、住環境整備課が事業継続。専門相談を建築士及び税理士とし、弁護士による法律相談は区民相談所が対応することとした。 2 近隣まちづくり推進制度 ・ 平成14年7月 近隣まちづくり推進制度に係る認定基準及び近隣まちづくり推進制度要綱制定。 ・ 平成15年9月 推進制度要綱一部改正。同年10月、近隣まちづくり等支援制度要綱制定 ・ 平成17年2月 認定基準一部改正 ・ 平成19年3月 認定基準及び推進制度要綱、支援制度要綱一部改正 ・ 平成22年12月 支援制度要綱一部改正				
必要性	建築全般に関する相談窓口として区民ニーズは高く、今後も継続して利用されることが見込まれる。また、近隣まちづくり推進制度による不接道敷地にある老朽木造住宅の建替え更新は、木造密集市街地の防災性向上に寄与するもので、住環境改善のための手法として不可欠である。				
実施方法	（2一部委託）（直営の場合 ○ 常勤 ○ 非常勤 ○ 臨時職員） 専門家（建築士・税理士）による相談は、荒川区建築設計事務所協会及び東京税理士会荒川支部に委託し、2か月に1回程度実施。				

予算・決算額等の推移	(単位：千円)							
	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	
予算額	8,913	8,034	12,508	9,753	6,301	6,436	6,434	
①決算額（24年度は見込み）	8,648	8,034	8,714	5,902	5,843	5,402	6,434	
②人件費等	7,071	5,855	4,185	3,585	3,122	11,010		
③減価償却費					5,229	5,909		
【事務分担当】（%）	90	240	235	200	180	190		
合計（①+②+③）	15,719	13,889	12,899	9,487	14,194	22,321	6,434	
国（特定財源）					19	70	72	
都（特定財源）								
その他（特定財源）								
一般財源	15,719	13,889	12,899	9,487	14,175	22,251	6,362	
実績の推移	事項名	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度
	一般相談	880	1,035	827	579	899	1,361	946
	専門相談	9	5	8	9	10	7	9
	まちづくりサポーター派遣	24	22	32	40	58	88	62
	近隣まちづくり推進制度	0	0	0	0	0	0	1

事務事業分析シート（平成24年度）

No2

予算・決算の内訳	節・細節	平成22年度（決算）		平成23年度（決算）		平成24年度（予算）	
		主な事項	金額（千円）	主な事項	金額（千円）	主な事項	金額（千円）
		報酬	非常勤職員報酬	5,261	非常勤職員報酬	4,661	非常勤職員報酬
報酬費	コンサル派遣等	151	コンサル派遣等	221	コンサル派遣等	351	
委託料	専門相談	106	専門相談	106	専門相談	127	
一般需用費	消耗品	11	消耗品	10	消耗品	90	

指標	事務事業の成果とする指標名	指標の推移					指標に関する説明
		21年度	22年度	23年度	24年度 (見込み)	目標値 (25年度)	
①	一般相談件数	579	899	1,361	946	1,361	
②	近隣まちづくり推進制度利用件数	0	0	0	1	3	
③							

問題点・課題 (指標分析)	近隣まちづくり推進制度を有効に活用するためには、接道敷地を含む関係権利者の権利及び意見等を調整し、近隣まちづくり計画に基づく建替え更新の合意が条件であるが、当事者間だけでは調整及び計画作成が困難なため、これらに対する支援が必要である。
	他区の実況 (実施 22 区 未実施 0 区)

問題点・課題の改善策		
	平成24年度に取り組む具体的な改善内容	平成25年度以降に取り組む具体的な改善内容
①	密集事業地区においては、近隣まちづくりのコンサルタントだけではなく、密集事業のコンサルタントも有効に活用して、積極的に権利及び意見等の調整を行い、早期の住民合意に向け取り組んでいく。	引き続き密集事業地区においては、早期の住民合意に向け取り組んでいく。
②		
③		

事務事業の分類		分類についての説明・意見等
24年度設定	25年度設定	
重点的に推進	重点的に推進	不接道宅地の解消を目指し、本事業を重点的に推進する。

議 会 要 質 問 状	<ul style="list-style-type: none"> ○H18二定 「不接道宅地対策について」 ○H19二定 「不接道宅地解消の可能性のために」 ○H23四定 「不接道宅地解消への道」
----------------------------	---

事務事業分析シート（平成24年度）

No1

事務事業名	分譲マンション対策	部課名	防災都市づくり部防災街づくり推進課	課長名	伊藤
		担当者名	恩田	内線	2827
事務事業を構成する小事業名及び予算事業コード（24年度）	分譲マンション対策費（01-07-01）				
事務事業の種類	○ 新規事業（○ 24年度 ○ 23年度）		○ 建設事業		● それ以外の継続事業
開始年度	○ 昭和 ● 平成	13 年度	根拠	マンションの管理の適正化の推進に関する法律・マンションの建替えの円滑化等に関する法律	
終期設定	○ 有 ● 無	年度	法令等		
実施基準	○ 法令基準内 ○ 都基準内 ● 区独自基準		計画区分	● 計画	○ 非計画
行政評価事業体系	分野	環境先進都市[IV]			
	政策	良好で快適な生活環境の形成[08]			
	施策	快適な住環境の形成[08-02]			
目的	分譲マンションの維持管理等に関する意識啓発、情報の提供を推進し、分譲マンションにおける良好な居住環境の確保と居住者の意識、マナーの向上を図ること。				
対象者	区内の分譲マンション管理組合や区分所有者、購入予定者を対象とする。				
内容	<p>1 意識啓発 分譲マンションの居住マナーや維持管理など、基礎的な知識等に関する課題を解決するため、マンション管理組合や区分所有者、購入予定者を対象にセミナー等を開催する。</p> <p>2 交流会 交流会組織の充実のため、組織の確立、規約等の作成について、推進できる環境づくりを促進する。</p> <p>3 マンション相談 東京都が実施する管理アドバイザー制度、建替え・改修アドバイザー制度及びマンション専門相談と密接な連携を図り、より一層の相談体制の充実を図る。</p>				
経過	<p>H11年度 荒川区分譲マンション実態調査実施</p> <p>H12年度 荒川区住宅マスタープランにて「分譲マンションの管理等に関する支援体制の確立について」を方針化</p> <p>H13年度 分譲マンションセミナー実施（毎年1回）</p> <p>H18年度 分譲マンションセミナーを第1部（講義）・第2部（テーマ別グループ情報交換）形式で実施</p> <p>H19年度～ 分譲マンションセミナーを第1部・第2部形式で毎年2回実施</p> <p>H21年度 荒川区マンション実態調査実施</p>				
必要性	分譲マンションは、所有者が自己の責任で管理すべき個人財産であるが、区分所有という特殊性や建物規模等から、法律・維持管理に関する技術的な専門知識と適正なマンション管理運営を行う上で管理組合等の自立が必要不可欠である。また、マンション居住者の地域コミュニティへの参加を促進し、情報伝達や区政に対する意見や要望を把握する場を作るために、交流会の立ち上げも必要である。				
実施方法	<p>（1直営）（直営の場合 ● 常勤 ○ 非常勤 ○ 臨時職員）</p> <p>1. 「居住のマナーや維持管理等に関するセミナーの開催」「マンション管理等の情報提供」①区内分譲マンション管理組合にセミナー開催通知の送付②区報・ホームページ掲載③セミナー実施</p> <p>2. 「実態の把握・データの整備」①セミナー等の参加者にアンケート調査を実施</p> <p>3. 「相談体性の充実」①相談窓口、情報スポットコーナーの設置②東京都の実施する各種制度への紹介</p>				

予算・決算額等の推移	(単位：千円)							
	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	
予算額	79	157	213	192	136	136	136	
①決算額（24年度は見込み）	63	119	147	182	128	133	136	
②人件費等	854	1,708	1,694	1,629	2,023	1,694		
③減価償却費					872	933		
【事務分担量】（%）	10	20	20	20	30	30		
合計（①+②+③）	917	1,827	1,841	1,811	3,023	2,760	136	
国（特定財源）								
都（特定財源）								
その他（特定財源）								
一般財源	917	1,827	1,841	1,811	3,023	2,760	136	
実績の推移	事項名	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度
	マンションセミナー（参加者数）	41	93	57	75	52	89	72
	マンション相談（相談件数）	32	28	30	31	54	29	38

事務事業分析シート（平成24年度）

No2

予算・決算の内訳	節・細節	平成22年度（決算）		平成23年度（決算）		平成24年度（予算）	
		主な事項	金額（千円）	主な事項	金額（千円）	主な事項	金額（千円）
	報償費	講師謝礼	124	講師謝礼	124	講師謝礼	124
	食糧費	セミナー賄い	2	セミナー賄い	2	セミナー賄い	3
	一般需要	消耗品	2	消耗品	7	消耗品	9
	役務費						

指標	事務事業の成果とする指標名	指標の推移					指標に関する説明
		21年度	22年度	23年度	24年度 (見込み)	目標値 (25年度)	
①	マンションセミナー(参加者数)	75	52	89	72	99	25年度想定棟数(496)の2割
②	マンション相談(相談件数)	31	54	29	38	99	25年度想定棟数(496)の2割
③							

(問題点・課題 指標分析)	<ul style="list-style-type: none"> ・住民、管理組合の居住環境の維持・向上に関する意識が低い ・マンション管理組合と地域コミュニティとの関係が希薄 ・マンションセミナーの参加者が少ない
他区の実況	(実施 22 区 未実施 区)

問題点・課題の改善策		
	平成24年度に取り組む具体的な改善内容	平成25年度以降に取り組む具体的な改善内容
①	荒川区マンション管理組合交流会の充実を図る。	引き続き荒川区マンション管理組合交流会の充実を図っていく。
②	マンションセミナーの充実を図る。	引き続きマンションセミナーの充実を図っていく。
③		

事務事業の分類		分類についての説明・意見等
24年度設定	25年度設定	
推進	推進	管理意識の向上と情報提供等による管理組合支援は必要。

(議会 要質 問状)	OH23 一定 マンション管理について
------------------	---------------------

事務事業分析シート（平成24年度）

No1

事務事業名	区民住宅管理運営	部課名	防災都市づくり部防災街づくり推進課	課長名	伊藤
		担当者名	遠藤	内線	2823
事務事業を構成する小事業名及び予算事業コード（24年度）	区民住宅管理運営費（01-01-01）				
事務事業の種類	○ 新規事業（○ 24年度 ○ 23年度）		○ 建設事業		● それ以外の継続事業
開始年度	○ 昭和 ● 平成	7 年度	根拠	特定優良賃貸住宅の供給の促進に関する法律	
終期設定	○ 有 ● 無	年度	法令等	荒川区民住宅条例及び施行規則	
実施基準	● 法令基準内 ○ 都基準内 ○ 区独自基準		計画区分	○ 計画	● 非計画
行政評価事業体系	分野	環境先進都市[IV]			
	政策	良好で快適な生活環境の形成[08]			
	施策	快適な住環境の形成[08-02]			
目的	区内に中堅所得層世帯を対象とした居住環境が良好な賃貸住宅を供給するため、民間事業者から借上げ又は区が旧住宅都市整備公団から購入した賃貸住宅を管理運営する。 使用者に対し使用料の一部を助成することにより定住化を促進し、区民の住生活の安定を図る。				
対象者等	区民住宅入居可能世帯：235世帯 新規入居者の主な条件①申込者本人（20歳以上）が区内に在住又は在勤②所得金額が基準内であること③世帯員全員が住民税及び国民健康保険料（税）を滞納していないこと④現に住宅を必要としていること				
内容	1 入居者管理…募集、資格審査、使用料等収納 2 施設維持管理…清掃、設備保守点検、一般修繕、空き室修繕、共用部点検 3 施設概要(1)借上型住宅①西日暮里三丁目住宅（西日暮里3-7-6, H7管理開始, 鉄骨造5階建, 37戸） ②東日暮里六丁目住宅（東日暮里6-8-13, H9管理開始, SRC造5階建, 24戸） ③町屋八丁目住宅（町屋8-5-16, H10管理開始, 鉄骨造5階建, 40戸） (2)買取型住宅①町屋五丁目住宅（町屋5-9-2, H10管理開始, SRC造22階建, 134戸） ※高齢者・障害者区営住宅併設（1-3階）				
経過	<ul style="list-style-type: none"> 平成 4年10月19日「荒川区借上区民住宅（特定優良賃貸住宅）募集要綱」を制定 平成10年 4月 1日入居者負担額の毎年上昇率を5%→3.5%へ変更 平成13年 4月 1日「荒川区民住宅等の使用料等に係る滞納整理事務処理要綱」制定 平成14年 3月 1日「荒川区民住宅共益費取扱要綱」制定 平成14年 3月 入居者条件の緩和 平成16年 4月 1日維持管理を東京都住宅供給公社へ委託、住宅使用料等の口座振替開始 平成18年 4月 1日東京都住宅供給公社を指定管理者制度で指定 平成18年 7月 1日東京都住宅供給公社に滞納整理業務を委託 平成21年 4月 1日東京都住宅供給公社を指定管理者制度で指定 平成23年 4月 1日使用料の改定（市場家賃調査に基づき減額） 平成23年 4月 1日多子世帯に対する支援を開始（月額使用料を2万円減額。町屋五丁目住宅で試行） 				
必要性	区民住宅の設置当初と比べ、民間住宅の供給が豊富で比較的低廉で賃貸できる選択肢があること、また、空室率が高い状況から区民住宅のあり方について検討する必要がある。				
実施方法	(2一部委託) (直営の場合 ○常勤 ○非常勤 ○臨時職員) 建物の維持管理は指定管理者が行い、入居手続、使用料徴収、入居者管理等は区が行う。				

予算・決算額等の推移	(単位：千円)							
	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	
予算額	65,303	62,356	65,648	69,355	69,832	75,126	63,920	
①決算額（24年度は見込み）	47,364	58,739	60,920	62,076	59,780	68,591	63,920	
②人件費等	19,844	17,310	16,765	16,656	19,237	18,695		
③減価償却費					7,989	8,553		
【事務分担量】（%）	290	267	262	264	275	275		
合計（①+②+③）	67,208	76,049	77,685	78,732	87,006	95,839	63,920	
国（特定財源）	32,287	31,327	30,173	26,946	24,480	8,508	6,500	
都（特定財源）	18,781	16,428	14,801	12,613	10,823	0	0	
その他（特定財源）	193,603	196,411	192,727	188,177	188,579	176,910	189,205	
一般財源	-177,463	-168,117	-160,016	-149,004	-136,876	-89,579	-131,785	
実績の推移	事項名	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度
	区民住宅戸数	235	235	235	235	235	235	235
	新規入居者数	17	12	11	10	3	6	

事務事業分析シート（平成24年度）

No2

予算・決算の内訳	節・細節	平成22年度（決算）		平成23年度（決算）		平成24年度（予算）	
		主な事項	金額（千円）	主な事項	金額（千円）	主な事項	金額（千円）
		光熱水費	共用部電気・水道料	6,347	共用部電気・水道料	6,685	共用部電気・水道料
一般需用	維持管理用消耗品	143	維持管理用消耗品	56	維持管理用消耗品	240	
役務費	不動産鑑定手数料	336	強制執行費用	791	口座振替手数料	30	
委託料	維持管理業務委託	37,661	維持管理業務委託	45,306	維持管理業務委託	38,661	
使用料及負担金補償還金利	住宅管理システムリー	1,679	住宅管理システム	1,679	住宅管理システム	1,679	
	防災センター負担金	11,233	防災センター負担金	11,880	防災センター負担金	13,629	
	西三退去者返還敷金	0	西三退去者返還敷金	336	西三退去者返還敷金	1,029	

指	事務事業の成果とする指標名	指標の推移					指標に関する説明
		21年度	22年度	23年度	24年度（見込み）	目標値（25年度）	
①	入居率（%）	84.0	79.5	79.1	78.7	81.0	(365or366*235-空室期間)/(365or366*235)※稼動日数割合
②	現年度の収納率	94.1	95.8	97.6	98.8	100	
③							

（問題点・課題）	<p>経済の低成長が長期化する中、中堅所得層が傷んでおり、住宅使用料が上昇する傾斜家賃制度（住宅使用料が毎年度3.5%ずつ増加する）に対する理解が得られにくい状況となっている。</p> <p>また、制度発足当初と比べ地価が下落し、市場金利も低水準で推移していることから、自己の住宅を取得し退居するケースも増えており、空室増加の要因となっている。</p> <p>再三の催告によっても、滞納使用料等の回収が困難な事例がある。</p>
（他区の実施状況）	<p>（実施 19 区 未実施 3 区）</p> <p>特優賃事業未実施区…練馬区、足立区、江戸川区</p>

問題点・課題の改善策		
	平成24年度に取り組む具体的な改善内容	平成25年度以降に取り組む具体的な改善内容
①	区民住宅の空き家対策について検討する。	区民住宅の空き家対策について、必要な対策に取り組む。
②	使用料の滞納について、督促等により早期の回収に努めるほか、悪質なものについては法的措置により債権回収を行う。	同左
③		

事務事業の分類		分類についての説明・意見等
24年度設定	25年度設定	
推進	推進	入居率の向上や滞納額の減少に向けた取組が必要

（議会議決要旨）	
----------	--

事務事業分析シート（平成24年度）

No1

事務事業名	町屋五丁目住宅償還	部課名	防災都市づくり部防災街づくり推進課	課長名	伊藤
		担当者名	遠藤	内線	2823
事務事業を構成する小事業名及び予算事業コード（24年度）					
事務事業の種類	○ 新規事業（○ 24年度 ○ 23年度）		○ 建設事業 ● それ以外の継続事業		
開始年度	○ 昭和 ● 平成	9 年度	根拠	買取特定公共賃貸住宅等制度要綱	
終期設定	● 有 ○ 無	23 年度	法令等		
実施基準	○ 法令基準内 ○ 都基準内 ○ 区独自基準		計画区分	○ 計画	○ 非計画
行政評価事業体系	分野	環境先進都市[IV]			
	政策	良好で快適な生活環境の形成[08]			
	施策	快適な住環境の形成[08-02]			
目的	中堅所得者層の家族世帯を対象とした住宅を供給すると共に、その住宅の使用者に対する使用料の一部を助成することにより、定住化を促進し区民の住生活の安定を図るため、都市再生機構（購入当時：住宅・都市整備公団）から公営賃貸住宅用特定分譲住宅制度（公賃制度）を活用して購入した町屋五丁目住宅の区民住宅部分の代金を25年割賦（50回）で支払う。				
対象者等	区民住宅入居可能世帯：134世帯 新規入居者の主な条件①申込者本人（20歳以上）が区内に在住又は在勤②所得金額が基準内であること③世帯全員が住民税及び国民健康保険料（税）を滞納していないこと④現に住宅を必要としていること				
内容	区民住宅の購入代金を年2回25年間の割賦（50回）で支払う公営賃貸用特定分譲住宅等譲渡代金 (1) 工事費3,853,000,000円+事務費173,385,000円+建設利息267,920,000円=割賦元金4,294,305,000円 (2) 消費税129,828,310円 (3) 即金譲渡価格4,424,133,310円 (4) 一時金1,439,160,000円（※H9. 12支出済） (5) 割賦金総額5,177,794,029円				
経過	着工	平成 6 年	3 月 2 6 日		
	竣工	平成 1 0 年	3 月 3 1 日		
	入居開始	平成 1 0 年	4 月 2 0 日		
	償還完了	平成 2 3 年	5 月 2 5 日		
必要性					
実施方法	(1 直営) (直営の場合 ● 常勤 ○ 非常勤 ○ 臨時職員) 年2回、5月と11月に支払いを行なう。				

予算・決算額等の推移	(単位：千円)							
	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	
予算額	206,427	206,550	206,678	206,812	206,952	1,867,366	0	
①決算額（24年度は見込み）	206,427	206,550	206,678	206,812	206,952	1,867,366	0	
②人件費等	85	85	85	81	436	423		
③減価償却費					145	156		
【事務分担当】（%）	1	1	1	1	5	5		
合計（①+②+③）	206,512	206,635	206,763	206,893	207,533	1,867,945	0	
国（特定財源）	0	0	0	0	0	0		
都（特定財源）	0	0	0	0	0	0		
その他（特定財源）	0	0	0	0	0	0		
一般財源	206,512	206,635	206,763	206,893	207,533	1,867,945	0	
実績の推移	事項名	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度
		134	134	134	134	134	134	134
		9	5	8	8	2	4	

事務事業分析シート（平成24年度）

No2

予算・決算の内訳	節・細節	平成22年度（決算）		平成23年度（決算）		平成24年度（予算）	
		主な事項	金額（千円）	主な事項	金額（千円）	主な事項	金額（千円）
		公有財産	町屋五丁目住宅譲渡代	206,952	町屋五丁目住宅譲渡	1,867,366	町屋五丁目住宅譲渡

指標	事務事業の成果とする指標名	指標の推移					指標に関する説明
		21年度	22年度	23年度	24年度 (見込み)	目標値 (25年度)	
①							
②							
③							

(問題点・課題分析)	平成23年5月に元金残高1,867,365,625円の全額を一括繰上償還し、譲渡代金の支払が完了した。これにより、第50回の支払までに予定されていた利息総額約6億3千万円の節約が図られた。
他区の実況	(実施 11 区 未実施 11 区) 実施…特定公共賃貸住宅が設置されている区 実施区…千代田区、中央区、港区、新宿区、文京区、墨田区、品川区、目黒区、大田区、世田谷区、渋谷区

問題点・課題の改善策		
	平成24年度に取り組む具体的な改善内容	平成25年度以降に取り組む具体的な改善内容
①		
②		
③		

事務事業の分類		分類についての説明・意見等
24年度設定	25年度設定	
休止・完了	休止・完了	公営賃貸住宅等譲渡代金支払い完了。

(状況)	議会議事録
------	-------

事務事業分析シート（平成24年度）

No1

事務事業名	借上区民住宅借上	部課名	防災都市づくり部防災街づくり推進課	課長名	伊藤
		担当者名	長田	内線	2822
事務事業を構成する小事業名及び予算事業コード（24年度）	借上区民住宅借上料（01-03-01）				
事務事業の種類	○ 新規事業（○ 24年度 ○ 23年度）		○ 建設事業	● それ以外の継続事業	
開始年度	○ 昭和 ● 平成	7 年度	根拠		
終期設定	● 有 ○ 無	29 年度	法令等		
実施基準	● 法令基準内 ○ 都基準内 ○ 区独自基準		計画区分	○ 計画	● 非計画
行政評価事業体系	分野	環境先進都市[IV]			
	政策	良好で快適な生活環境の形成[08]			
	施策	快適な住環境の形成[08-02]			
目的	区内に中堅所得層世帯を対象とした居住環境が良好な賃貸住宅を供給するため、民間事業者から賃貸住宅を借上げる。				
対象者等	借上型区民住宅入居可能世帯：101世帯 新規入居者主な条件①申込者本人が、成年者（20歳未満の既婚者を含む）であること②申込者本人が区内に在住又は在勤、又は荒川区に在住の1親等の親族（姻族）がいること③所得金額が基準内であること④現に住宅を必要としていること⑤世帯全員が住民税及び国民健康保険料を滞納していないこと⑥現に同居し、同居しようとしている家族の人数が、1人以上いること⑦申込者（同居しようとする者を含む）が暴力団員でないこと				
内容	次の住宅を一括借上げる。 ①西日暮里三丁目住宅（西日暮里3-7-6, H7管理開始, 鉄骨造5階建, 37戸） ②東日暮里六丁目住宅（東日暮里6-8-13, H9管理開始, SRC造5階建, 24戸） ③町屋八丁目住宅（町屋8-5-16, H10管理開始, 鉄骨造5階建, 40戸）				
経過	<ul style="list-style-type: none"> 平成 7年 4月 1日 西日暮里三丁目住宅借上開始 平成 9年 4月10日 東日暮里六丁目住宅借上開始 平成10年 3月20日 町屋八丁目住宅借上開始 平成17年 4月 1日 借上料の改定 平成23年 4月 1日 借上料の改定 				
必要性	区民住宅の設置当初と比べ、民間住宅の供給が豊富で比較的低廉で賃貸できる選択肢があること、また、空室率が高い状況から区民住宅のあり方について検討する必要がある。				
実施方法	(1直営) (直営の場合 ● 常勤 ○ 非常勤 ○ 臨時職員) 借上住宅所有者に対し、前月末日までに毎月の借上料を支払う。				

予算・決算額等の推移	(単位：千円)							
	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	
予算額	171,600	171,600	171,600	171,600	171,600	170,760	170,760	
①決算額（24年度は見込み）	171,600	171,600	171,600	171,600	171,600	170,760	170,760	
②人件費等	171	171	169	814	872	847		
③減価償却費					291	311		
【事務分担量】（%）	2	2	2	10	10	10		
合計（①+②+③）	171,771	171,771	171,769	172,414	172,763	171,918	170,760	
国（特定財源）	21,600	20,880	19,200	19,130	17,040	8,981	7,278	
都（特定財源）	10,638	9,981	8,761	8,027	6,581	0	0	
その他（特定財源）	117,055	119,992	111,273	108,047	105,208	100,311	114,875	
一般財源	22,478	20,918	32,535	37,210	43,934	62,626	48,607	
実績の推移	事項名							
	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	
区民住宅戸数（借上住宅）	101	101	101	101	101	101	101	
新規入居者数（借上住宅）	8	7	3	5	1	1		

事務事業分析シート（平成24年度）

No2

予算・決算の内訳	節・細節	平成22年度（決算）		平成23年度（決算）		平成24年度（予算）	
		主な事項		主な事項		主な事項	
		金額（千円）	金額（千円）	金額（千円）	金額（千円）		
	賃借料	住宅借上料	171,600	住宅借上料	170,760	住宅借上料	170,760

指標	事務事業の成果とする指標名	指標の推移					指標に関する説明
		21年度	22年度	23年度	24年度 (見込み)	目標値 (25年度)	
①	入居率(%)	78.4	77.4	71.3	70.4	81.0	(365or366*101-空室期間)/ (365or366*101)※稼動日数割合
②							
③							

(問題点・課題分析)	<p>経済の低成長が長期化する中、中堅所得層が傷んでおり、住宅使用料が上昇する傾斜家賃制度(住宅使用料が毎年度3.5%ずつ増加する)に対する理解が得られにくい状況となっている。</p> <p>また、制度発足当初と比べ地価が下落し、市場金利も低水準で推移していることから、自己の住宅を取得し退居するケースも増えており、空室増加の要因となっている。</p> <p>再三の催告によっても、滞納使用料等の回収が困難な事例がある。</p>
他区の実況	<p>(実施 19 区 未実施 3 区)</p> <p>特優良の未実施は練馬区、足立区、江戸川区</p>

問題点・課題の改善策		
	平成24年度に取り組む具体的な改善内容	平成25年度以降に取り組む具体的な改善内容
①	区民住宅の管理期間(20年)満了を見据え、区民住宅のあり方について検討する。	区民住宅のあり方について、その方針に基づき必要な改善に取り組む。
②	区民住宅の空き家対策について検討する。	区民住宅の空き家対策について、必要な対策に取り組む。
③	使用料の滞納について、督促等により早期の回収に努めるほか、悪質なものについては法的措置により債権回収を行う。	同左
事務事業の分類		分類についての説明・意見等
24年度設定	25年度設定	
継続	改善・見直し	住宅対策審議会に諮問し答申を踏まえ検討する。

議会議況(要旨)	
----------	--

事務事業分析シート（平成24年度）

No1

事務事業名	都営住宅相談・募集事務	部課名	防災都市づくり部防災街づくり推進課	課長名	伊藤
		担当者名	松嶋	内線	2822
事務事業を構成する小事業名及び予算事業コード（24年度）	都営住宅募集事務費（01-02-01）				
事務事業の種類	○ 新規事業（○ 24年度 ○ 23年度）		○ 建設事業 ● それ以外の継続事業		
開始年度	● 昭和 ○ 平成	27 年度	根拠	都と特別区及び特別区相互間の財政調整に関する条例	
終期設定	○ 有 ● 無	年度	法令等		
実施基準	○ 法令基準内 ● 都基準内 ○ 区独自基準		計画区分	○ 計画	● 非計画
行政評価事業体系	分野	環境先進都市[IV]			
	政策	良好で快適な生活環境の形成[08]			
	施策	快適な住環境の形成[08-02]			
目的	都営住宅の相談窓口を常設するとともに地元割当事業の実施及び都の一般募集時の区民の利便性の向上を図ることなどを通して、所得の低い区民・都民の住宅セーフティネット確保と居住の安定化を支援する。				
対象者等	入居資格 ①都内に居住 ②所得基準内 ③住宅困窮者 ④その他（父子・母子・多子、高齢者、心身障害者世帯等）				
内容	<ol style="list-style-type: none"> 都営住宅に入居を希望する区民の常設相談窓口の設置 都の募集時（年間4～5回）の申込書配布・相談窓口・申込書の記入方法の説明 地元募集に係る事務 <ol style="list-style-type: none"> 周知・申込書等作成 相談・受付・審査・抽選 資格審査（再審査）、入居に係る事務 				
経過	昭和27年度 地元市区町村による相談・募集・申込・受付（地元割当て3割） 昭和37年度 同（地元割当て2割） 昭和41年度 申込先・受付については都に変更（郵送による申込）（地元割当て除く） 昭和43年度 日常の相談業務、通常の募集に係る申込用紙の配付及び地元割当ての募集・受付・決定は区の手配と再確認（都区財調：基準財政需用額算定の中で規定）				
必要性	都営住宅は、荒川区内に23団地・3,877戸（22年3月都営住宅団地一覧（東京都作成）による）、都内では約1,400団地・約26万戸がストックされ、都内住宅戸数の約5%を占めるなど、区民・都民の住宅セーフティネットとして定着しており、事業の必要性は高い。				
実施方法	（1直営） （直営の場合 ● 常勤 ○ 非常勤 ○ 臨時職員） 窓口を開設することで、日常の相談に応じている。年に4回ある都の定時募集時には、職員全員が対応できる体制を講じて、窓口・電話で相談に応じている。 地元割当てについては、区主体の事務として、周知・申込書作成、受付、抽選、資格審査等を行う。				

予算・決算額等の推移	(単位：千円)							
	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	
予算額	189	189	189	189	189	191	189	
①決算額（24年度は見込み）	0	0	0	0	0	71	189	
②人件費等	5,873	5,366	4,070	4,602	4,046	3,480		
③減価償却費					1,743	2,333		
【事務分担当】（%）	130	120	105	95	60	75		
合計（①+②+③）	5,873	5,366	4,070	4,602	5,789	5,884	189	
国（特定財源）								
都（特定財源）								
その他（特定財源）								
一般財源	5,873	5,366	4,070	4,602	5,789	5,884	189	
実績の推移	事項名	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度

事務事業分析シート（平成24年度）

No2

予算・決算の内訳	節・細節	平成22年度（決算）		平成23年度（決算）		平成24年度（予算）	
		主な事項	金額（千円）	主な事項	金額（千円）	主な事項	金額（千円）
		一般需用費	募集事務用品消耗品	0	募集事務用品消耗品	69	募集事務用品消耗品
	使用料		会場使用料	1			

指標	事務事業の成果とする指標名	指標の推移					指標に関する説明
		21年度	22年度	23年度	24年度 (見込み)	目標値 (25年度)	
①	募集案内配布数	9,235	9,955	7,850	—	—	区において配布した数
②							
③							

(問題点・課題分析)	都営住宅の募集戸数が少ないため、地元割当の住戸数を確保していく必要がある。
他区の実況	(実施 区 未実施 区)

問題点・課題の改善策		
	平成24年度に取り組む具体的な改善内容	平成25年度以降に取り組む具体的な改善内容
①	都に地元割当ての件数を増やすように働きかける。	同左
②		
③		

事務事業の分類		分類についての説明・意見等
24年度設定	25年度設定	
継続	継続	都の事業だが、区民サービス提供のため、今後も都との連携を図る必要がある。

況議会(要旨)問状	
-----------	--

事務事業分析シート（平成24年度）

No1

事務事業名	住宅対策審議会	部課名	防災都市づくり部防災街づくり推進課	課長名	伊藤
		担当者名	松嶋	内線	2822
事務事業を構成する小事業名及び予算事業コード（24年度）	住宅対策審議会費（01-04-01）				
事務事業の種類	○ 新規事業（○ 24年度 ○ 23年度）		○ 建設事業 ● それ以外の継続事業		
開始年度	○ 昭和 ● 平成	8 年度	根拠	荒川区住宅基本条例、荒川区住宅対策審議会規則	
終期設定	○ 有 ○ 無	年度	法令等		
実施基準	○ 法令基準内 ○ 都基準内 ● 区独自基準		計画区分	○ 計画 ● 非計画	
行政評価事業体系	分野	環境先進都市[IV]			
	政策	良好で快適な生活環境の形成[08]			
	施策	快適な住環境の形成[08-02]			
目的	区長の附属機関として、区の住宅施策に関する重要な事項を審議する。 【区の主要な住宅施策】 ・市街地再開発事業、都心共同住宅供給事業による都市型住宅の供給 ・災害時の避難や消防活動の円滑化・安全で快適な住環境を確保するため、細街路整備事業を推進 ・木造住宅密集市街地の不接道宅地の改善をはかる荒川区近隣まちづくり推進制度の推進 ・密集住宅市街地整備促進事業による共同住宅の供給 ・区民住宅供給による区内定住化の促進 ・木造住宅耐震補強の推進				
対象者等					
内容	・区の住宅に関する施策について重要な事項を審議する。 ・住宅対策審議会委員数 15人以内（学識経験者、区議会議員、区民、区職員）				
経過	平成19年度 第10回住宅対策審議会開催（「荒川区における新たな住宅政策のあり方」を諮問） 第11回住宅対策審議会開催（諮問事項について審議） 平成20年度 第12回～第14回（諮問事項について審議）第15回（「荒川区における新たな住宅政策のあり方」について答申）				
必要性	区の住宅施策に関する重要な事項を審議する区長の附属機関として必要である。				
実施方法	（1直営）（直営の場合 ● 常勤 ○ 非常勤 ○ 臨時職員） 区の重要な住宅施策に関して諮問し答申を得るため、次の手続きにより実施する。 ①荒川区住宅基本条例第16条及び荒川区住宅対策審議会規則第2条の規定による荒川区住宅対策審議会委員の委嘱、又は任命 ②審議会委員の招集、会議（ ③荒川区住宅対策審議会規則第3条の規定による会長、職務代理者の選任				

予算・決算額等の推移	(単位：千円)							
	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	
予算額	—	616	681	374	373	374	732	
①決算額（24年度は見込み）	—	231	498	0	0	0	732	
②人件費等	—	1,281	2,118	0	0	1,270		
③減価償却費					0	467		
【事務分担当】（%）	—	15	25	0	0	15		
合計（①+②+③）	0	1,512	2,616	0	0	1,737	732	
国（特定財源）								
都（特定財源）								
その他（特定財源）								
一般財源	0	1,512	2,616	0	0	1,737	732	
実績の推移	事項名	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度

事務事業分析シート（平成24年度）

No2

予算・決算の内訳	節・細節	平成22年度（決算）		平成23年度（決算）		平成24年度（予算）	
		主な事項	金額（千円）	主な事項	金額（千円）	主な事項	金額（千円）
		報酬	委員報酬	0	委員報酬	0	委員報酬
旅費	委員の交通費	0	委員の交通費	0	委員の交通費	56	
需用費	食糧費、消耗品費	0	食糧費、消耗品費	0	食糧費、消耗品費	22	

指標	事務事業の成果とする指標名	指標の推移					指標に関する説明
		21年度	22年度	23年度	24年度 (見込み)	目標値 (25年度)	
①	住宅対策審議会の開催	開催	—	—	開催	—	重要な住宅施策の審議のため必要に応じ開催
②							
③							

（問題点・課題 指標分析）	なし
他区の状況	（実施 9 区 未実施 13 区） 設置している区 新宿区・文京区・北区・目黒区・世田谷区・中野区・豊島区・板橋区・足立区

問題点・課題の改善策	
	平成24年度に取り組む具体的な改善内容
①	なし
②	
③	

事務事業の分類		分類についての説明・意見等
24年度設定	25年度設定	
継続	継続	区の住宅施策に関する重要な事項を審議する区長の附属機関として必要である。

議会議事録 （要旨）	
---------------	--

事務事業分析シート（平成24年度）

No1

事務事業名	住宅マスタープランの推進		部課名	防災都市づくり部防災街づくり推進課	課長名	伊藤	
			担当者名	松嶋	内線	2822	
事務事業を構成する小事業名及び予算事業コード（24年度）							
事務事業の種類	○ 新規事業（○ 24年度 ○ 23年度）			○ 建設事業 ● それ以外の継続事業			
開始年度	○ 昭和 ● 平成 4 年度		根拠法令等	荒川区住宅基本条例、東京都住宅基本条例、東京都住宅マスタープラン、東京都地域住宅計画、住生活基本法、住生活基本計画（全国計画）、大都市地域における住宅及び住宅地の供給の促進に関する特別措置法			
終期設定	○ 有 ● 無 年度						
実施基準	○ 法令基準内 ○ 都基準内 ● 区独自基準			計画区分	● 計画 ○ 非計画		
行政評価事業体系	分野	環境先進都市[IV]					
	政策	良好で快適な生活環境の形成[08]					
	施策	快適な住環境の形成[08-02]					
目的	荒川区基本構想に掲げる「幸福実感都市あらかわ」の実現を目指し、良好な住環境・コミュニティの形成などを促進し、子供から高齢者まで誰もが安心して暮らせる地域社会を築くことを目的に、新たな住宅施策の基本となる計画として策定した本計画に位置づけられた施策・事業について、進行管理を行い具体化を図る。						
対象者等							
内容	<p>【改定主旨】</p> <p>平成18年6月に従来の住宅建設計画が廃止され、「住生活基本法」を制定。これを受け国は「住生活基本計画」を策定し、都は新たな「東京都住宅マスタープラン」を策定した。新たな住宅施策の基本的な方向は「量の確保から質の向上」や「ストックと市場の重視」等であり、区においてもこれらを踏まえた全面改定を行った。</p> <p>【基本目標】</p> <p>下町の暮らしやすさを活かした安心と幸福を実現できる住宅・住環境づくり</p>						
経過	<p>平成4年7月 第一次住宅マスタープラン策定（計画期間 平成3年度～平成12年度）</p> <p>平成12年3月 第二次住宅マスタープラン策定（計画期間 平成13年度～平成22年度）</p> <p>平成19年度 住宅マスタープラン策定に関する業務委託</p> <p>荒川区住宅対策審議会に「新たな住宅政策のあり方」について諮問</p> <p>平成20年12月 荒川区住宅対策審議会から「新たな住宅政策のあり方」について答申</p> <p>平成21年3月 第三次住宅マスタープラン策定</p>						
必要性	誰もが安心して暮らせる「幸福都市あらかわ」の実現に向けて、新たな住宅施策を総合的・体系的に推進していくための基本計画として必要である。						
実施方法	<p>（1直営）（直営の場合 ● 常勤 ○ 非常勤 ○ 臨時職員）</p> <p>①荒川区住宅対策審議会による住宅マスタープランの改定について検討・審議</p> <p>②パブリックコメントの募集 → 区民意見等の反映</p> <p>③荒川区住宅対策審議会答申 → 住宅マスタープラン改定</p> <p>④社会情勢の変化、計画の進捗状況等により必要に応じて見直す。</p>						

予算・決算額等の推移	(単位：千円)							
	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	
予算額	—	5,000	8,438	—	—	—	—	
①決算額（24年度は見込み）	—	4,709	7,387	—	—	—	—	
②人件費等	854	4,270	4,235	2,036	872	847	—	
③減価償却費	—	—	—	—	291	311	—	
【事務分担量】 (%)	10	50	50	25	10	10	—	
合計（①+②+③）	854	8,979	11,622	2,036	1,163	1,158	0	
国（特定財源）								
都（特定財源）								
その他（特定財源）								
一般財源	854	8,979	11,622	2,036	1,163	1,158	0	
実績の推移	事項名	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度

事務事業分析シート（平成24年度）

No2

予算・決算の内訳	節・細節	平成22年度（決算）		平成23年度（決算）		平成24年度（予算）	
		主な事項	金額（千円）	主な事項	金額（千円）	主な事項	金額（千円）

指標	事務事業の成果とする指標名	指標の推移					指標に関する説明
		21年度	22年度	23年度	24年度 (見込み)	目標値 (25年度)	
①	住宅マスタープラン策定進捗率	—	—	—	—	—	平成20年度改定
②							
③							

（指標区分）	・改定住宅マスタープランは、平成30年度までの10ヵ年計画としているが、将来の動向を踏まえ、必要に応じて見直しを行う必要がある。
他区の実施状況	（実施 22 区 未実施 区） 改定状況 9年度：新宿区、台東区 10年度：渋谷区、足立区 11年度：北区・江戸川区 12年度：葛飾区、江東区、大田区、品川区、練馬区、目黒区 13年度：港区、杉並区、墨田区、世田谷区、中央区、中野区 15年度：文京区、豊島区 16年度：千代田区 17年度：目黒区、板橋区、世田谷区 18年度：足立区、台東区、墨田区 19年度：中央区、新宿区、杉並区 20年度豊島区、中野区 21年度北区、江東区 22板橋区、墨田区

問題点・課題の改善策		
	平成24年度に取り組む具体的な改善内容	平成25年度以降に取り組む具体的な改善内容
①	社会情勢の変化、計画の進捗状況及び関連計画との整合性等必要に応じて見直しを行う。	同左
②		
③		

事務事業の分類		分類についての説明・意見等
24年度設定	25年度設定	
継続	継続	社会情勢の変化等必要に応じて見直しを行う。

議会議案（要旨）	平成15年2定 「新たな住宅マスタープランの策定について」
----------	-------------------------------

事務事業分析シート（平成24年度）

No1

事務事業名	木造建物耐震化推進事業		部課名	防災都市づくり部防災街づくり推進課	課長名	伊藤		
			担当者名	堀込	内線	2826		
事務事業を構成する小事業名及び予算事業コード（24年度）	木造建物耐震化推進事業費（01-11-01）							
事務事業の種類	○新規事業（○24年度 ○23年度）			○建設事業 ●それ以外の継続事業				
開始年度	○昭和 ●平成 17年度		根拠	荒川区木造建物耐震化推進事業制度要綱・実施要領				
終期設定	●有 ○無 27年度		法令等					
実施基準	○法令基準内 ○都基準内 ○区独自基準			計画区分	●計画 ○非計画			
行政評価事業体系	分野	安全安心都市[VI]						
	政策	防災・防犯のまちづくり[11]						
	施策	災害に強いまちづくりの推進[11-03]						
目的	密集した市街地にある木造建物のうち、大規模地震による倒壊等のおそれがある建物について、建物耐震診断に基づき耐震補強工事、耐震建替え工事を行う区民を支援する制度を確立することで建物の耐震性等の向上を推進し、もって大規模地震による建物倒壊等から区民の生命と財産を守ることを目的とする。							
対象者等	昭和56年5月31日以前に建築された木造の戸建住宅（自己用、貸家）・診療所・町会事務所・賃貸アパート							
内容	補助の内容							
	建物	耐震診断	耐震補強設計	耐震補強工事	耐震建替え工事	耐震シェルター設置工事(高齢者又は障がい者世帯のみ)		
	戸建住宅(自己用)・診療所	無料(区が耐震診断士を派遣し、簡易な耐震診断を実施)	設計費の2/3(限度額30万円(高齢者世帯は60万円))	工事費の2/3(限度額100万円(高齢者世帯は200万円))	工事費の2/3(限度額150万円(高齢者世帯は300万円))	工事費の2/3(限度額30万円)		
	町会事務所		—	—	—	—		
	戸建住宅(貸家)		設計費の1/2(限度額30万円(高齢者世帯は60万円))	工事費の1/2(限度額100万円(高齢者世帯は200万円))	工事費の1/2(限度額150万円(高齢者世帯は300万円))	工事費の1/2(限度額30万円)		
賃貸アパート	設計費の1/2(限度額50万円(高齢者世帯は100万円))		工事費の1/2(限度額150万円(高齢者世帯は300万円))	工事費の1/2(限度額250万円(高齢者世帯は500万円))	—			
経過	平成17年5月 木造住宅耐震補強推進事業制度要綱・実施要領制定 平成18年4月 木造住宅耐震補強推進事業制度要綱・実施要領一部改正 平成18年7月 木造住宅耐震補強推進事業実施要領一部改正 平成19年5月 木造住宅耐震補強推進事業制度要綱・実施要領一部改正 平成20年3月 木造住宅等耐震化推進事業制度要綱・実施要領全部改正 平成20年12月 木造建物耐震化推進事業制度要綱・実施要領全部改正 平成21年6月 木造建物耐震化推進事業制度要綱一部改正 平成22年6月 木造建物耐震化推進事業制度要綱・実施要領一部改正 平成23年10月 木造建物耐震化推進事業制度要綱一部改正 平成24年3月 木造建物耐震化推進事業制度要綱・実施要領一部改正							
必要性	当区では木造建物が多数密集しており、地震時に多数倒壊し、道路閉塞により避難、救急活動等に支障をきたす恐れがある。そこで、これらの建物に対し、耐震診断・耐震改修助成を行い、避難の安全性を確保する。また、平成20年4月に策定した耐震改修促進計画の目標である耐震化率90%を早期に実現するための重要な支援策である。							
実施方法	(1直営) (直営の場合 ○常勤 ○非常勤 ○臨時職員)							
	(2一部委託) (直営の場合 ●常勤 ●非常勤 ○臨時職員)							
診断受診申請→審査→診断可否決定→診断依頼→診断着手→診断完了→診断結果報告書 補助金内定申請→審査→補助金交付内定→耐震補強工事等着手→耐震補強工事等完了→補助金交付申請→審査→補助金交付決定→補助金交付								
予算・決算額等の推移	(単位：千円)							
	予算額	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度
	①決算額(24年度は見込み)	3,750	2,840	60,450	53,355	44,038	95,140	99,440
	②人件費等	800	1,810	10,560	12,994	19,240	78,100	99,440
	③減価償却費	4,270	6,222	9,999	9,286	10,656	15,668	
	【事務分担量】(%)					5,229	6,376	
	合計(①+②+③)	50	80	175	170	180	205	
	合計(①+②+③)	5,070	8,032	20,559	22,280	35,125	100,144	99,440
	国(特定財源)	640	405	6,583	3,893	8,687	41,366	49,705
	都(特定財源)	20	50	1,579	1,184	1,845	5,053	8,650
その他(特定財源)							41,000	
一般財源	4,410	7,577	12,397	17,203	24,593	53,725	85	
実績の推移	事項名	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度
	耐震診断支援事業	10	27	29	28	34	72	100
	耐震補強設計支援事業			4	4	2	2	6
	耐震補強工事支援事業	1	1	3	2	1	2	5
	耐震建替え工事支援事業			1	6	10	43	50
	耐震シェルター設置工事支援事業			0	0	0	0	1

事務事業分析シート（平成24年度）

No2

予算・決算の内訳	節・細節	平成22年度（決算）		平成23年度（決算）		平成24年度（予算）	
		主な事項	金額（千円）	主な事項	金額（千円）	主な事項	金額（千円）
報償費 負担金補助及び交付金	耐震診断		1,020	耐震診断	2,240	耐震診断	3,040
	耐震補強設計		720	耐震補強設計	860	耐震補強設計	3,100
	耐震補強工事		1,000	耐震補強工事	3,000	耐震補強工事	9,000
	耐震建替え工事		16,500	耐震建替え工事	72,000	耐震建替え工事	84,000
	耐震シェルター設置工		0	耐震シェルター設置	0	耐震シェルター設置	300

指標	事務事業の成果とする指標名	指標の推移					指標に関する説明
		21年度	22年度	23年度	24年度 (見込み)	目標値 (25年度)	
標	① 耐震診断支援事業（件）	28	34	72	100	128	
	② 耐震補強設計支援事業（件）	4	2	2	6	10	
	③ 耐震補強工事支援事業（件）	2	1	2	5	8	
	④ 耐震建替え工事支援事業（件）	6	10	43	50	57	
	⑤ 耐震シェルター設置工事支援事業（件）	0	0	0	1	2	

問題点・課題 (指標分析)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 工事の費用負担の問題 ・ 既存不適格建物の補強工事の問題 ・ 高齢者は住宅の耐震化に向けて動くことが難しい
	他区の実況 （実施 22 区 未実施 0 区）

問題点・課題の改善策		
	平成24年度に取り組む具体的な改善内容	平成25年度以降に取り組む具体的な改善内容
①	耐震診断の結果、耐震補強工事等の必要があると判定された建物のうち耐震補強工事等を行っていない建物の所有者への戸別訪問実施	区内の老朽木造建物所有者に対する個別訪問実施
②	不燃化特区制度の先行実施地区に選定されるよう整備プログラム素案において、耐震建替え工事の補助限度額を2倍にするなど事業の拡大策を検討していく。	不燃化特区制度の本格実施に伴い、他事業と連携し、耐震率の向上に向け取り組んでいく。
③		

事務事業の分類		分類についての説明・意見等
24年度設定	25年度設定	
重点的に推進	重点的に推進	荒川区耐震改修促進計画に基づき、事業拡大を図り重点的に推進する。

議会質問状況 (要旨)	○H18 二定	「耐震補強制度の促進・拡充について」
	○H19 三定	「耐震化率90%実現に向けて、木造家屋の耐震化を強力に推進について」
	○H19 三定	「居室スペースのシェルター化と免震・制震住宅普及策について」
	○H19 四定	「耐震改修促進計画」の推進と区の取組みについて」
	○H21 二定	「耐震化の促進と区独自の補助拡大策について」
	○H22 四定	「建物の耐震改修促進策について」
	○H23 二定	「災害弱者の住宅に緊急に簡易的な補強工事も含めての支援について」
	○H23 二定	「木造住宅の耐震改修をまちづくりの中心に据え、予算体制の拡充について」
	○H23 三定	「耐震化推進のため不適格住宅の簡易改修への支援について」

事務事業分析シート（平成24年度）

No1

事務事業名	非木造建物耐震化推進事業	部課名	防災都市づくり部防災街づくり推進課	課長名	伊藤
		担当者名	堀込	内線	2826
事務事業を構成する小事業名及び予算事業コード（24年度）	非木造建物耐震化推進事業費（01-11-02）				
事務事業の種類	○ 新規事業（○ 24年度 ○ 23年度）		○ 建設事業		● それ以外の継続事業
開始年度	○ 昭和 ● 平成	19 年度	根拠	荒川区非木造建物耐震化推進事業制度要綱・	
終期設定	● 有 ○ 無	27 年度	法令等	実施要領	
実施基準	○ 法令基準内 ○ 都基準内 ● 区独自基準		計画区分	● 計画 ○ 非計画	
行政評価事業体系	分野	安全安心都市[VI]			
	政策	防災・防犯のまちづくり[11]			
	施策	災害に強いまちづくりの推進[11-03]			
目的	大規模地震による倒壊等のおそれがある非木造建物について、耐震診断に基づき耐震補強工事、耐震建替え工事等を行う区民を支援する制度を確立することで建物の耐震性の向上を推進し、もって大規模地震による建物倒壊等から区民の生命と財産を守ることを目的とする。				
対象者等	1. 耐震事業：昭和56年5月31日以前に建築された非木造の戸建住宅（自己用、貸家）・診療所・町会事務所・マンション（分譲、賃貸）・一般緊急輸送道路沿道建物（建物高さが道路幅員の1/2を超えるもの） 2. 分譲マンション耐震アドバイザー派遣事業：昭和56年5月31日以前に建築された分譲マンションの管理組合又は区分所有者の代表者				
内容	1. 耐震事業（補助の内容）				
		耐震診断	耐震補強設計	耐震補強工事	耐震建替え工事
	分譲マンション	診断費の2/3 (限度額100万円)	設計費の2/3 (限度額100万円)	工事費の2/3 (限度額1000万円)	—
	賃貸マンション	診断費の1/2 (限度額50万円)	設計費の1/2 (限度額50万円)	工事費の1/2 (限度額500万円)	—
	戸建住宅（自己用）・診療所	診断費の2/3 (限度額15万円)	設計費の2/3 (限度額15万円)	工事費の2/3 (限度額100万円)	工事費の2/3 (限度額150万円)
	町会事務所	—	—	—	—
	戸建住宅（貸家）	診断費の1/2 (限度額15万円)	設計費の1/2 (限度額15万円)	工事費の1/2 (限度額100万円)	工事費の1/2 (限度額150万円)
	一般緊急輸送道路沿道建物	診断費の2/3 (限度額100万円)	設計費の2/3 (限度額100万円)	工事費の2/3 (限度額1000万円)	工事費の2/3 (限度額1500万円)
2. 分譲マンション耐震アドバイザー派遣事業 耐震化に向けた区分所有者間の合意形成等の支援(無料(3回/棟まで))					
経過	平成19年 5月 分譲マンション耐震診断事業実施要綱制定 平成20年12月 分譲マンション耐震診断事業制度要綱・実施要領全部改正 →非木造建物耐震化推進事業制度要綱・実施要領 平成21年 8月 非木造建物耐震化推進事業制度要綱一部改正 平成22年 6月 非木造建物耐震化推進事業制度要綱・実施要領一部改正 平成22年 8月 非木造建物耐震化推進事業制度要綱・実施要領一部改正 平成23年10月 非木造建物耐震化推進事業制度要綱・実施要領一部改正 平成24年 3月 非木造建物耐震化推進事業制度要綱・実施要領一部改正				
必要性	当区では現行の耐震基準を満たしていない非木造建物が多数密集しており、地震時に多数倒壊し、道路閉塞により避難、救急活動等に支障をきたす恐れがある。そこで、これらの建物に対し、耐震診断・耐震改修助成を行い、避難の安全性を確保する。また、平成20年4月に策定した耐震改修促進計画の目標である耐震化率90%を早期に実現するための重要な支援策である。				
実施方法	(2-一部委託) (直営の場合 ● 常勤 ● 非常勤 ○ 臨時職員) 補助金内定申請→審査→補助金交付内定→耐震診断、耐震補強工事等着手→耐震診断、耐震補強工事等完了→補助金交付申請→審査→補助金交付決定→補助金交付				

予算・決算額等の推移	(単位：千円)							
		18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度
	予算額	—	5,000	5,000	36,200	42,032	46,788	31,726
	①決算額(24年度は見込み)	—	0	0	20,594	3,887	10,270	31,726
	②人件費等	—	854	1,938	3,991	4,325	5,505	—
	③減価償却費	—	—	—	—	2,034	2,488	—
	【事務分担当】(%)	—	10	30	70	70	80	—
	合計(①+②+③)	0	854	1,938	24,585	10,246	18,263	31,726
	国(特定財源)	—	—	—	9,354	1,755	4,966	15,352
	都(特定財源)	—	—	—	250	0	3,022	4,028
その他(特定財源)	—	—	—	—	—	—	12,000	
一般財源	0	854	1,938	14,981	8,491	10,275	346	
実績の推移	事項名	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度
	耐震診断支援事業	—	0	0	3	1	8	8
	耐震補強設計支援事業	—	—	0	2	1	1	5
	耐震補強工事支援事業	—	—	0	2	1	0	4
	耐震建替え工事支援事業	—	—	0	0	0	1	2
	分譲マンション耐震アドバイザー	—	—	—	—	0	0	4

事務事業分析シート（平成24年度）

No2

予算・決算の内訳	節・細節	平成22年度（決算）		平成23年度（決算）		平成24年度（予算）	
		主な事項		主な事項		主な事項	
		金額（千円）	金額（千円）	金額（千円）	金額（千円）		
負担金補助及び交付金	耐震診断	500	耐震診断	8,270	耐震診断	4,450	
	耐震補強設計	500	耐震補強設計	500	耐震補強設計	3,150	
	耐震補強工事	2,887	耐震補強工事	0	耐震補強工事	21,000	
	耐震建替え工事	0	耐震建替え工事	1,500	耐震建替え工事	3,000	
報償費	分譲マンション耐震	0	分譲マンション耐震	0	分譲マンション耐震	126	

指標	事務事業の成果とする指標名	指標の推移					指標に関する説明
		21年度	22年度	23年度	24年度（見込み）	目標値（25年度）	
①	耐震診断支援事業（件）	3	1	6	8	10	
②	耐震補強設計支援事業（件）	2	1	1	5	5	
③	耐震補強工事支援事業（件）	2	1	0	4	5	
③	耐震建替工事支援（件）	0	0	1	2	2	
③	分譲マンション耐震アドバイザー派遣（件）	—	0	0	4	9	

（問題点・課題）	<ul style="list-style-type: none"> ・ 工事の費用負担の問題 ・ 設計図書の不備 ・ 分譲マンションの場合、多くの区分所有者等の合意形成が容易ではない ・ 鉄骨造建物のアスベスト除去・耐火対策
他区の実況	（実施 22 区 未実施 0 区）

問題点・課題の改善策		
	平成24年度に取り組む具体的な改善内容	平成25年度以降に取り組む具体的な改善内容
①	分譲マンションの区分所有者の合意形成に向け分譲マンション耐震アドバイザー派遣事業のPRを強化する。	引き続き分譲マンションの区分所有者の合意形成に向け分譲マンション耐震アドバイザー派遣事業のPRを充実させる。
②		
③		

事務事業の分類		分類についての説明・意見等
24年度設定	25年度設定	
重点的に推進	重点的に推進	荒川区耐震改修促進計画に基づき、事業拡大を図り重点的に推進する。

状況（要質旨）	<ul style="list-style-type: none"> ○H18 四定 「マンションにおける地震対策について」 ○H19 四定 「耐震改修促進計画の推進と区の実取組について」 ○H21 一定 「マンション建替えについて」 ○H21 二定 「耐震化の推進と区独自の補助拡大策について」 ○H22 四定 「建物の耐震改修促進策について」
---------	--

事務事業分析シート（平成24年度）

No1

事務事業名	特定緊急輸送道路沿道建物耐震化推進事業	部課名	防災都市づくり部防災街づくり推進課	課長名	伊藤			
		担当者名	堀込	内線	2826			
事務事業を構成する小事業名及び予算事業コード（24年度）	特定緊急輸送道路沿道建物耐震化推進事業費（01-11-03）							
事務事業の種類	新規事業（24年度 23年度）	建設事業	それ以外の継続事業					
開始年度	昭和 平成 24年度	根拠	荒川区特定緊急輸送道路沿道建物耐震化推進事業制度要綱					
終期設定	有 無 27年度	法令等						
実施基準	法令基準内	都基準内	区独自基準	計画区分	計画 非計画			
行政評価事業体系	分野	安全安心都市[]						
	政策	防災・防犯のまちづくり[11]						
	施策	災害に強いまちづくりの推進[11-03]						
目的	地震発生時において特定緊急輸送道路に係る沿道建物の倒壊による道路の閉塞を防ぎ、広域的な避難路及び輸送路を確保するため、沿道建物の耐震診断、耐震補強設計及び耐震補強工事等に係る費用を補助することにより、当該沿道建物の耐震化を推進し、もって災害に強いまちづくりを実現するとともに、地震による沿道建物の倒壊等から区民の生命と財産を守ることを目的とする。							
対象者等	昭和56年5月31日以前に建築された建物 特定緊急輸送道路（日光街道、尾久橋通り、明治通りの一部）に敷地が接する建物 道路幅員のおおむね2分の1以上の高さの建物 耐震診断者は、東京都耐震化推進条例で定められた者							
内容	支援事業	補助対象事業		補助金額				
	耐震診断	延べ面積1,000㎡以内の部分 2,000円/平方メートル以内 延べ面積1,000㎡を超えて2,000平方メートル以内の部分 1,500円/㎡以内 延べ面積2,000㎡を超える部分 1,000円/㎡以内 延べ面積が3,000平方メートル未満の場合 + + +階数×15万円		補助対象費用×10/10				
	耐震補強設計	延べ面積1,000㎡以内の部分 2,000円/㎡以内 延べ面積1,000㎡を超えて2,000㎡以内の部分 1,500円/㎡以内 延べ面積2,000㎡を超える部分 1,000円/㎡以内		補助対象費用150万円以内	補助対象費用×5/6			
				補助対象費用150万円を超え300万円以内	補助対象費用×1/2+50万円			
				補助対象費用300万円超	補助対象費用×1/3+100万円			
耐震補強工事	延べ面積×47,300円/㎡ 免震工法等による場合 延べ面積×80,000円/㎡ 住宅（マンションを除く）の場合 延べ面積×32,600円/㎡		補助対象費用1,650万円以内	補助対象費用×5/6				
			補助対象費用1,650万円を超え3,300万円以内	補助対象費用×1/2+550万円				
			補助対象費用3,300万円超	補助対象費用×1/3+1,100万円				
耐震建替え工事	耐震補強工事費用相当分 延べ面積×47,300円/㎡ 免震工法等による場合 延べ面積×80,000円/㎡ 住宅（マンションを除く）の場合 延べ面積×32,600円/㎡		補助対象費用2,475万円以内	補助対象費用×5/6				
			補助対象費用2,475万円を超え4,950万円以内	補助対象費用×1/2+825万円				
			補助対象費用4,950万円超	補助対象費用×1/3+1,650万円				
経過	平成24年 3月 特定緊急輸送道路沿道建物耐震化推進事業制度要綱制定							
必要性	東京都の「東京における緊急輸送道路沿道建築物の耐震化を推進する条例」に基づき、特定緊急輸送道路沿道建物の耐震診断が義務化された。区内には現行の耐震基準を満たしていない沿道建物があり、地震時に倒壊し、道路閉塞により避難、救命活動等に支障をきたすおそれがある。そこで、沿道建物に対し、耐震診断・耐震補強工事等の補助を行い、避難の安全性を確保する。							
実施方法	(2一部委託) (直営の場合 常勤 非常勤 臨時職員) 補助金内定申請 審査 補助金交付内定 耐震診断、耐震補強工事等着手 耐震診断、耐震補強工事等完了 補助金交付申請 審査 補助金交付決定 補助金交付							
予算・決算額等の推移	(単位：千円)							
	予算額	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度
	決算額(24年度は見込み)	-	-	-	-	-	-	157,800
	人件費等	-	-	-	-	-	-	-
	減価償却費	-	-	-	-	-	-	-
	(事務分担当) (%)	-	-	-	-	-	-	-
	合計(+)	0	0	0	0	0	0	157,800
	国(特定財源)							78,900
	都(特定財源)							67,320
	その他(特定財源)							11,000
一般財源	0	0	0	0	0	0	580	
実績の推移	事項名	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度
	耐震診断支援事業							14
	耐震補強設計支援事業							4
	耐震補強工事支援事業							2
	耐震建替え工事支援事業							1

事務事業分析シート（平成24年度）

No2

予算・決算の内訳	節・細節	平成22年度（決算）		平成23年度（決算）		平成24年度（予算）	
		主な事項	金額（千円）	主な事項	金額（千円）	主な事項	金額（千円）
負担金補助及び交付金						耐震診断	42,000
						耐震補強設計	6,800
						耐震補強工事	70,000
						耐震建替え工事	39,000

指標	事務事業の成果とする指標名	指標の推移					指標に関する説明
		21年度	22年度	23年度	24年度（見込み）	目標値（25年度）	
標	耐震診断支援事業（件）	-	-	2	14	18	
	耐震補強設計支援事業（件）	-	-	-	4	5	
	耐震補強工事支援事業（件）	-	-	-	2	4	
	耐震建替工事支援（件）	-	-	-	1	2	

問題点・課題 （指標分析）	<ul style="list-style-type: none"> ・ 工事の費用負担の問題 ・ 設計図書の不備 ・ 分譲マンションの場合、多くの区分所有者等の合意形成が容易ではない。 ・ 鉄骨造建物のアスベスト除去・耐火対策
	他区の実況 （実施 22 区 未実施 0 区）

問題点・課題の改善策	
平成24年度に取り組む具体的な改善内容	平成25年度以降に取り組む具体的な改善内容
沿道建物所有者に対する個別訪問実施	引き続き沿道建物所有者に対する個別訪問実施

事務事業の分類		分類についての説明・意見等
24年度設定	25年度設定	
重点的に推進	重点的に推進	荒川区耐震改修促進計画に基づき、事業拡大を図り重点的に推進する。24年度新規事業

議会議況（要旨）	
----------	--